

「平和国家」はどのように語られてきたか

——「平和国家」論の位相——

福 永 文 夫

はじめに

我が国は、過去の一時期国策を誤り、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えた。こうした歴史の事実を謙虚に受け止め、痛切なる反省と心からのお詫びの気持ち^①を常に心に刻みつつ、我が国は戦後六〇年一貫して、強固な民主主義に支えられた「平和国家」として、専守防衛に徹し、国際紛争を助長せず、国際の平和と安定のために持てる国力を最大限に投入してきた。

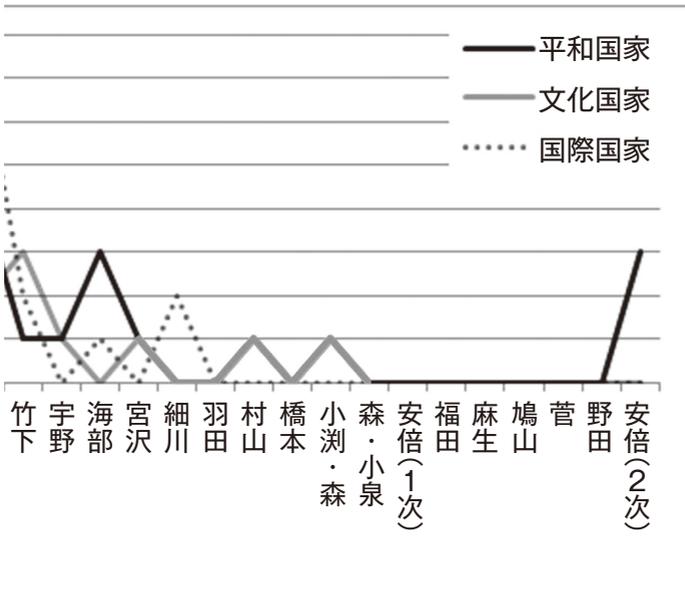
今からおよそ一〇年前、二〇〇五（平成一七）年七月に出された外務省（ファクトシート）「平和国家としての六〇年の歩み」の一節である。^①それはあの戦争への、とくにアジア諸国の人々に多大な損害と苦痛を与えたことへの反省から説き、民主主義、専守防衛、国際の平和と安定と、戦後日本が「平和国家」を国是とし歩んできたことをうたっている。小泉純一郎内閣が自衛隊のイラク派遣に踏み切ってから一年半後に出されている。

では、平和国家は、どのような来歴をもち、今日までどのように語り継がれて来たのだろうか。振り返れば、平和という言葉は戦前においても、議会内外で首相たちによってしばしば語られてきた。開戦の詔勅でも、昭和天皇

は「東亜永遠の平和の確立」のためなど、平和への言及は六カ所に及んでいる。^② 平和という言葉

は一般的には、戦争という言葉の対義語として使われる。もともと「平和のための戦争」という表現があるように、平和という言葉は多義かつ定義しにくい。平和国家もまた、同じ言葉でありながら、その時代々々において異なる響きをもって語られてきた。

《表1-a》は、歴代首相が施政方針あるいは所信表明演説で「平和国家」という言葉を使った回数を示している。首相たちは一応万遍なく、平和国家としての日本について触れている。吉田茂と中曽根康弘が四回と最も多く、佐藤栄作、海部俊樹、安倍晋三が三回と続く。平和国家を新たな国家目標にすえた占領期が最も多く、片山哲・芦田均を加えると七回を数える。ここで



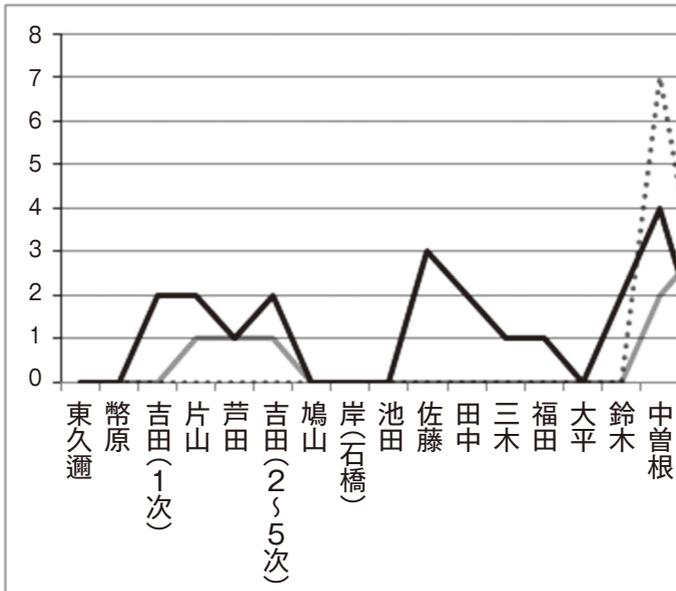
「平和国家」はどのように語られてきたか(福永)

は一回の演説で語られた数は含まれていないが、片山は二度の施政方針演説において五回使用している。鳩山一郎、岸信介、池田勇人は皆無である。

また《表1-b》は同じく、平和国家という言葉が議会で使われた回数を示している。議会では、同じく占領期は別として、佐藤、鈴木善幸、中曾根、海部、小泉、そして安倍の六人の首相の時期に目立つ。いずれもポスト経済大国、ソ連のアフガニスタン侵攻に伴う新冷戦、湾岸戦争等々、ある意味、国内外の環境の変化のなかでこの国のあり方が問われたときである。

本稿ではまず、敗戦後「平和国家」という言葉がどのように形成され、どのような意味づけをなされたかを探る。続いて、歴史のさまざまな段階で、平和国家がどのような文脈でいかに語られて来たかを整理・検討する。なぜなら、それは時代性・歴史性を帯びながら、日本が自らをどう認識し、国際社会とどう向き合ってきたかを問うものだからである。

《表1-a. 歴代政権において平和国家が語られた回数》

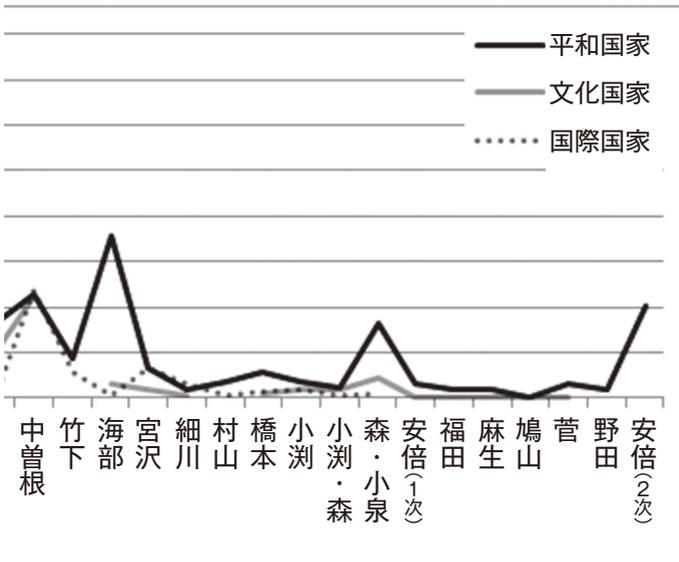


(注) 本表には、紙幅の都合上触れることのできなかった文化国家・国際国家も含めた。

1. 「平和国家」の起源

(1) 敗戦と「新日本の建設」

一九四五(昭和二〇)年八月十五日、日本はポツダム宣言を受諾し、連合国に降伏した。ここに、満州事変以来一五年に及ぶ戦争の時代に終止符が打たれた。米英中ソによる和平の勧告は、領土条項を含む降伏に伴ういくつかの条件を列挙している。軍国主義の排除に加え、第一〇項で「日本国民の間に於ける民主主義的傾向の復活強化」を、第一二項で「日本国民の自由に表明せる意思に従い平和的傾向を有し且責任ある政府 (peacefully inclined and responsible government) が樹立せらるるにおいては連合国の占領軍は直に日本国より撤収せらるべし」と述べている。連合国は、日本が再び



「平和国家」はどのように語られてきたか(福永)

世界の平和を脅かすことのないよう、占領目的をその非軍事化・民主化に置いた。

終戦の詔勅は、「朕は帝国政府をして米英支蘇四国に対し 其の共同宣言を受諾する旨通告せしめたり」から始まり、後段で次のように呼びかけている。

惟うに今後帝国の受くべき苦難は固より尋常にあらず

爾臣民の衷情も朕善く之を知る然れども朕は時運の趨く所堪え難きを堪え忍び難きを忍び以て万世の爲に太平を開かんと欲す

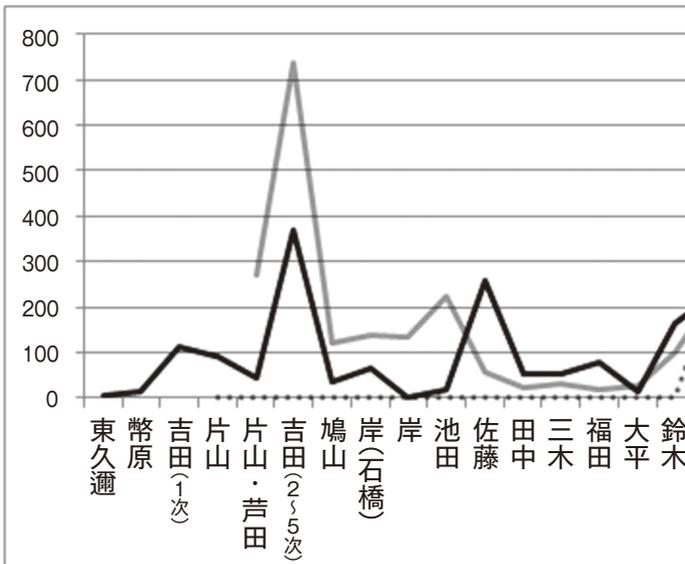
朕は茲に国体を護持し得て、忠良なる爾臣民の赤誠に信倚し、常に爾臣民と共に在り。

(中略)

宜しく拳国一家子孫相伝え、確く神州の不

滅を信じ、任重くして道遠きを念い、総力を将来の建設に傾け、道義を篤くし、志操を鞏くし、誓て国体の精華を發揚し、世界の進運に後れざらむことを期すべし

【表1-b. 平和国家が議会で語られた回数】



〔典拠〕本表は、国会図書館憲政資料室の「帝国議会議録」「国会会議録」から集計した。

詔勅で、天皇は「堪え難きを堪え忍び難きを忍び以て万世の為に太平を開かんと欲す」と告げた。これを受けて、東久邇宮稔彦首相は、八月一七日組閣直後の談話で「大詔の中に『総力を将来の建設に傾け』よとのお訓えがございりますが将来の建設については全知能を集中して……世界の進運に遅れざる最高度の文化の建設を期する」との決意を表明した。⁽⁴⁾

ここに戦後日本の目標は、それまでの「聖戦完遂」から一夜にして「新日本の建設」に転換し、日本とは何かを問い、ありうべき国家像―ナショナル・アイデンティティを求めて、さまざまな未来像が語られるようになる。

他方、天皇は終戦の詔勅に対する連合国の反応に無関心であったわけではない。八月二三日、内奏に訪れた重光葵外相に「朕の放送詔書の内容等に対して敵側の印象悪しき理由、素に事情如何」と問うている。⁽⁵⁾

臣民への呼びかけであったにせよ、前段でこの戦争が「帝国の自存と東亞の安定」のためであり、「他国の主権を排し領土を侵す」ことは自分の志ではなかったと戦争の正義を主張し、さらに「敵は新たに残酷な爆弾を使用し、戦争を継続することは「我が民族の滅亡を招来するのみならず延て人類の文明も破却」することになると書かれていたとなれば、連合国の不興を買ったとしても不思議ではない。

八月末には、満州事変を演出したといわれる石原莞爾が軍備を撤廃した日本は平和のために世界の先頭に立てと、石橋湛山が「今後の日本は世界平和の戦士としてその全力を尽くさねばならぬ」と記し、「ここにこそ更生日本の使命はあり」と主張するなど、いくつかの平和への言及が現れている。⁽⁶⁾

(2) 昭和天皇と「平和国家」

八月三〇日、連合国最高司令官ダグラス・マッカーサーが厚木に到着し、九月二日に降伏文書に調印がなされ占

領が始まる。その二日後、九月四日に開かれた第八八帝国議会の開院に当たり、昭和天皇は改めて勅語を出す。

朕已に戦争終結の詔命を下し更に使臣を派して関係文書に調印せしめたり

朕は終戦に伴う幾多の艱苦を克服し国体の精華を發揮して信義を世界に布き平和国家を確立して人類の文化に寄与せむことを冀い日夜軫念措かず此の大業を成就せむと欲せば冷静沈着隱忍自重外は盟約を守り和親を敦くし内は力を各般の建設に傾け挙国一心自彊息ます以て国本を培養せざるべからず(傍線筆者、以下略)

敗戦からおよそ半月余り、新日本建設のスローガンとして「平和国家」という言葉が初めて登場した。これまで、この勅語の起草過程については必ずしも明らかではなかった。九月一日、内大臣木戸幸一は、「(宮内省の)加藤(進)総務局長が来室、開院式勅語案について相談あり、同意す」と記し、この後、木戸が天皇に拝謁し、日記に「政府決定事項に関する御疑問につき説明申し上げ」と記していることから、宮中辺りで作られたといわれてきた。⁽⁷⁾

ところが最近、国立公文書館所蔵の「内閣総理大臣稔彦王」名で「謹で裁可を仰ぐ」と求める九月一日付の「第八十八回帝国議会開院式勅語案」が発見されたことで、その起草過程の一端が明らかとなった。⁽⁸⁾それによると、傍線部の原案は、終戦の詔勅の作成にも関わった漢学者・川田瑞穂内閣囑託の手になり、「速に国勢を恢復し国家興隆の偉業を成就せむと欲せば虚心坦懐当面の事態を認識し各々其の職分を守り厳に同朋相克を戒め挙国一家自彊息まず進で公益を興し世務を拓き以て国本培養せざるべからず」と記されていた。佐藤書記官が「虚心坦懐……同朋相克を戒め」の部分を「冷静沈着力を各般の建設に傾け」に修正し(第一案)、緒方竹虎内閣書記官長によって「速に国勢を恢復し国家興隆の偉業」の箇所が「国運一進」に書き改められた(第二案)。さらに第三案で東久邇首相

によって「平和的・新日本を建設して人類の文化に貢献せしむこと欲し」と修正されたが、最終的に傍点部が川田の手によって「平和国家を確立して」という表現になった(第四案)。天皇はこれを承認し、内外に平和をめざす決意をより明確に示そうとしたと考えられる。

東久邇宮の修正は、翌五日に行われたその所信表明演説で語られた、「平和と文化」の新日本建設、「平和的文化的日本の建設」と重なる。この演説は緒方の筆になり、第三案で「人類の文化に貢献せしむ」が挿入されたことで、勅語は内外双方に向けたものとなった。しかし、川田がこれになぜ「平和国家」という言葉をあてたか、この言葉に如何なる意味を加えようとしたかは不明である⁽¹⁰⁾。

五日各紙は、「平和国家を確立」(『朝日新聞』)、「平和国家確立の大業に／拳国一心・国本を培え」(『読売報知』)、「平和国家の確立へ／帝国再興の大道宣示」(『毎日新聞』)などと大きく報じた。

『朝日』は、社説で次のように述べている。

すべてで敗れた日本は、また再び戦争を考えるほど愚かなものではない。精神に生きよう。文化に生きよう。学問に、宗教に、道義に生きよう。欧亜にまたがるかくの如き大戦の惨禍を未来永劫世界より絶滅するための一助言者として生抜こう。これが、いつわらざる日本人の心理であり、新日本の真姿である。開院式の御垂示に「平和国家」と宣うた。然り、平和国家の平和なる民として、断じて敗れることなき文化と精神の大道を歩み出そうとしているのだ。

「平和国家の平和なる民として……文化と精神の大道を歩み出そう」という呼びかけに示されているように、「平

和」と「文化」は、敗れた日本に残されたナショナル・アイデンティティの最後のよりどころであった。それが「平和国家」「文化国家」という新日本建設のスローガンとなり、戦時中の武装を中心とした道義国家から、平和あるいは文化を中心とした道義国家への転換がめざされたのである。

九月四日、衆議院と貴族院は「勅語奏答文」を採択し、勅語の「国体の精華を發揮して信義を世界に布き平和国家を確立して人類の文化に寄与せむ平和国家」を繰り返している。この「平和国家の確立」はニューヨーク・タイムズ紙によって、“*establish firmly peaceful state*”と訳され報じられた。⁽¹¹⁾

しかし、和田春樹によると、天皇の「平和国家の確立」という国家目標の提示は、国内の一般の政治家も、知識人も、国民もこの時点ではほとんど反応を示さず、例外的に徳富蘇峰が日記（九月五日）に次のように記していると紹介している。

これから平和国家を確立するという意味にて、「平和国家を確立して」と仰せられたのであろうが、果たして然らば、これ迄の日本は、平和国家でなかったか。平和国家でないとするれば侵略国家であったか。それではスターリンが我国を罵って、侵略国家といった事を、正さしく裏書きしたものといわねばならぬ。我々の考えでは、日本は開闢以来平和国家であり、ただその平和は他力平和でなく、自力平和の国家であった。自力平和の国家であるが為に、その平和を妨害する、他の侵略者に対しては、これと闘争し来たったのである。

蘇峰は天皇の「平和国家の確立」という呼びかけに対し、日本はもともと平和国家であり、平和を侵害する者あるいは侵略者に対して闘って来たのであると応え、その意味で新しく提案されている「平和国家」は「丸腰国家」

「宿借蟹」「寄生虫国家」にはかならず、「かくの如き寄生虫国家を以てして、『人類の文化に寄与』することが、出来うべきや否や」と問うた。⁽¹²⁾

九月二二日、アメリカ政府はポツダム宣言をより詳細に記した「初期対日方針」を公表した。外務省はこれを分析し、「自主的即決的施策の緊急樹立」を各省庁に求め、「我が方の自主的発意により日本の変革更生を具体的に実現すること焦眉の急務」として、「進歩主義を基調とし、民主主義、平和主義、合理主義に基づく政治経済の社会に重点を指向」することが連合国の方向にも合致し、その信頼を得る道であるとした。⁽¹³⁾

二七日、天皇・マッカーサー会談が行われた。会談は、二九日二人が並んで立つ写真とともに各紙で報じられた。その写真の横に、ニューヨーク・タイムズ記者のクラックホーンと天皇との会見記事（聖上米記者に御言葉／全世界平和に寄与」という見出しで掲載）が添えられている。天皇の回答づくりをしたのは、幣原喜重郎元外相であった。⁽¹⁴⁾このとき、天皇は「恒久平和は銃剣の威嚇か武器の使用によって達成維持されるものとは考えられない。平和問題を解く鍵はどんな武器も使用せぬ勝者、敗者をもとに含めた国民間の和協にある」とし、日本は平和の道を歩むと回答している。

同じ頃、石橋湛山は「真に無武装の平和日本を実現する」とともに、その功德を「世界に及ぼすの大悲願を立てるを要す」との論を張っている。⁽¹⁵⁾

(3) 社会党と「平和国家」

帝国議会が幕を閉じ、九月末には大日本政治会が解散し、新党結成に向けての動きは加速する。一〇月一六日に、マッカーサーは「本日をもって日本軍は全国を通じて武装解除を完了、その存在を失いその兵力はいまや完全に消

滅するに至った」と軍の解体の終了を宣言した。

二カ月を経て、平和国家という言葉は異なる方向から現れた。一月二日、社会党は結党宣言で、「我等は勤労大衆の組織結合体として日本社会党を結成し、旧き日本に巢喰うあらゆる勢力の牙城を衡き、彼等が偽瞞の面皮を剥ぎ嘘喝の舌根を抜いて文化の薰り高さ平和国家、新しき日本を建設せんとして立上つたのである」とうたった。

結党宣言の草案を書いたのは、片山哲の盟友で、法政大学で政治学・政治史の教鞭をとっていた原彪である。⁽¹⁶⁾ 原はほぼ同じ頃、松本丞治を委員長とする発足間もない憲法問題調査会について、「その学問的権威には敬意を表するが、所詮は憲法の法律論的な扱い以上には出ないだろう」とし、われわれの要望するのは先ず政治的に考慮判断して、「日本の民主主義化及び平和国家日本の建設という目的と照合して現在の帝国憲法に改正の要ありや否や、ありとすれば如何なる条章にありやを判定することである」と記している。⁽¹⁷⁾

原と天皇の「平和国家の確立」がつながるものかどうかは分からないが、続いて結成された自由党や進歩党の宣言・綱領に「平和国家」の言葉はない。

社会党は翌四六年一月一八日に、「憲法改正要綱」の発表に際し、次の「新憲法制定の三基準」を示している。

- 一、方針 新憲法を制定して民主主義政治の確立と、社会主義経済の断行を明示す
- 二、方法 総選挙後の特別議会においては特に会期を延長し、新憲法制定に当ることとす、これを憲法議会とす

- 三、目標 平和国家を建設するを目標とするを以て、従来の権力国家観を一掃し、国家は国民の福利増進を図る主体たることを明かにす

社会党の憲法草案起草委員会は、原彪を中心に、憲法研究会の高野岩三郎、森戸辰男の他に、片山哲、鈴木義男、海野晋吉、黒田寿男、中村高一、水谷長三郎、松岡駒吉らが名を連ねている。⁽¹⁸⁾なお四六年に入って出された政府・政党的憲法案には、軍に関する記述も平和という言葉も見当たらない。

(4) 国連憲章——平和国家のもう一つの起源

ここで国内から目を転じ、外側の動き——一九四五年六月二六日サンフランシスコ会議で調印されたいわゆる「国際連合憲章」をみておきたい。同四条は「国際連合における加盟国の地位は、この憲章に掲げる義務を受諾し、且つ、この機構によってこの義務を履行する能力及び意思があると認められる他のすべての平和愛好国(原文は peace-loving States)に開放されている」と規定している。

戦時下、サンフランシスコ会議に関する記事は「国際憲章に署名」(『朝日新聞』一九四五年六月二七日)、「桑港会議完全終幕」(『読売報知』同六月二八日)などと報じられた。

『朝日新聞』は社説で、「平和憲章の意義」と題し、次のように伝えている。まず「新世界機構」は、国際連盟が「反ソ的機構」であったのに対し、米英は武力衝突を含む非妥協的な政治攻勢より平和的手段で「米英ソの新しい勢力均衡の状態を実現すべく」作られた。それを促した根本的な原動力は「米英国民の平和に対する欲求と、世界的統一とその政治的組織化への世界世論の動向である」。次いで、それは米英ソ三国間の対立の前提の上に打ち立てられた「現実的な『三国協調の組織』であり、米英はこの世界機構をもって、彼らの世界政策の好個の道具として利用せんとしている」と断じる一方、ソ連の参加を得たことで連盟とは異なる政治的協力機関としての意義を見落としてはならないとまとめている。他方、『読売報知』は、トルーマン米大統領の演説を要約して、今回署名を

見た「国際安全保障憲章」は「世界平和と安全保障と人類進歩の一大方策」であり、「戦争が決して回避できないものではなく平和の維持も可能であるとの信念を表現した」、人々に「世界国家建設への希望を齎す」強固な「新平和機構」であると伝えている。

憲章は、同盟通信社の『世界週報』（昭和二〇年七月一日発行）に「連合国機構憲章全文」と題し、全訳が掲載された。広島に原爆が投下された八月六日に新聞広告が出されていることから、この前後に刊行されたと思われる。時まさに政府は本土決戦か降伏かで揺れ、国民はなお戦火のさなかにあり、憲章に関心を払った人がどれだけいたかは疑わしい。国連憲章のちにGHQ草案に反映される。

ちなみに平和愛好国という言葉が最初に使われたのは、管見では四五年九月一日に司令部から出された指示の次の一項であった。そこに、占領の目的は言論の自由を確立することであり、「日本の将来に関する論議は差し支えないが世界の平和愛好国の一員として再出せんとする国民の努力に悪影響あるが如き論議を掲載しないこと」とある⁽¹⁹⁾。

日本側では、一二月に開かれた第八九帝国議会で議論されている。ある議員は、「我が国の好戦国たるの誤解をとき、寧ろ平和愛好国ともいふべきを明らかにすべきである」と主張している。また、政府の憲法問題調査会の委員長を務めた松本丞治國務相も、我が国のような国はむしろ「平和愛好国」と言っても差し支えないのではないかとの答弁しており、先の蘇峰の記述とつながる。そのなかで、芦田均厚相が、労働組合法案提出に際し、日独は「所謂平和愛好国」ではなく、「軍国主義的、侵略主義的な心持を一掃して平和愛好国になった」という事実を示さなければ国際連合などへの加入はさせないというのが「今日の冷厳な事実である」と述べていることは興味深い。

2. 日本国憲法と「平和国家」

(1) 平和国家の原イメージ——戦争放棄・非武装

一九四六年元旦、天皇のいわゆる「人間宣言」が出された日、皇太子は「元旦 六年 明仁親王」と署名した書き初めを書き上げた。このコピーを紹介したのはジョン・ダワーであり、彼は「敗戦直後にもっとも流布した標語は、『平和国家建設』と『文化国家建設』であったが、これは『建設』と『文化』という戦時中の代表的な宣伝文句を復活させて、民主主義と反軍国主義の国家を作りあげようという掛け声に仕立てあげたものであった。全国の子供たちが、習字の時間にこの言葉をくりかえし書いたが、幼い皇太子・明仁でさえも、この字を練習した」と記している。⁽²⁰⁾

こうしたなか、四五年一二月、森戸辰男は「我国を『平和愛好国民』たらせようとするポツダム宣言に照応して、吾々もまた終戦を機会に『太平を万世に開く』決意を新たに表明した。平和国家建設は戦勝国が我国に命令した運命の一路であり、建国の大道と考えられる」として、以下のように続ける。

日本は敗戦によって、「戦争できぬ」国家になっている。そして、「真の平和国家」として、「戦争をせぬ」国家に主体的に進まねばならない（傍点筆者）。そのためには、「みずから武力を持たぬに係わりなく、自己の発意と確信において平和を選び、国民の全道徳力をあげてその実現に努力する国家」にならなければならない。その国家は「独立自由の国家である」こと、「平和の追求者である」こと、「平和主義の信奉者」であることの三つの要件を挙

げている。そして「平和主義国家となることによつて、始めて完全な平和国家となることができるのである」と、ここでは「戦争できぬ国」から「せぬ国」へと、戦争の放棄を説いている。⁽²¹⁾

また、この頃政府の憲法草案作成に携わっていた宮沢俊義は、「このたびの憲法改正の理念は一言でいえば平和国家の建設ということであろうと思う。ポツダム宣言で日本は『平和的傾向を有する責任政府』を樹立すべく要求せられている。しかし、かりにそういう要求がなされていないにしても、日本を再建する路は平和国家の建設をおいてはないのだということを明記すべきである。そして憲法改正は専らこの理念に基づいて為されなくてはならない」と述べ、「日本を真の平和国家として再建して行こう」という理想に徹すれば、現在の軍の解消を以て単に一時的な現象とせず、日本は永久に全く軍備を持たぬ国家―そのみが平和国家である―として立つていくのだという大方針を確立する覚悟が必要ではないかと思う」と、非武装を説いている。⁽²²⁾

二人ともポツダム宣言を引き、森戸は特に「終戦の詔勅」を引用していることが特徴的である。平和国家はまず、戦争はいやだ、もう戦争はこりごりだという人びとの思いを背景に、戦争放棄・非武装の「絶対平和主義」として現れた。

(2) GHQと平和国家

ここで日本国憲法の制定過程に分け入る。よく知られているように、マッカーサーはソ連を含む極東委員会が開かれるに当たり、早急に日本の戦後体制を決定する必要性に迫られていた。彼は、民主化と天皇制の両立、日本軍国主義の復活を警戒する他の連合国をいかに納得させるかという二つの宿題を抱えていた。しかし、少なくとも四五年末まで、占領軍は組織も人員も未整備で、マッカーサーは憲法改正に関与する手立てを持っていなかった。

一二月半ば、マッカーサーの腹心コートニー・ホイットニーが民政局長に就任して初めてこの隘路に風穴が開けられた。翌四六年一月二四日、ホイットニーは、チャールズ・ケーデイスに最高司令官に憲法改正の権限があるかどうかを調査するよう命じた。二月一日、『毎日新聞』が政府案をスクープし、ホイットニーは「保守的」との覚書と、極東委員会が開かれるまでは最高司令官に憲法改正の権限があるとの報告をマッカーサーに提出する。

二月三日、マッカーサーとホイットニーは協議の上「マッカーサー三原則」(天皇は国の中心、戦争の放棄、そして封建制度の廃止)をまとめ、作成を民政局に委ねた。⁽²³⁾二月四日から一二日までの九日間、民政局で草案作成がなされた。

草案作成に当たって、ホイットニーは、民政局長に「国連憲章に明示的に言及する必要はないが、国連憲章の諸原則は、われわれが憲法起草するに当たって念頭におかすべきである」と述べている。⁽²⁴⁾

憲法の平和主義の基本的な考え方は前文で示された。

日本国民は、恒久の平和を念願し、今や人類を動かしつつある、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するが故に、その安全と生存とを、平和を愛する世界の諸国民の公正と信義に委ねようと決意した。日本は、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と辺境を地上から永遠に除去しようと目指し、それに献身している国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。

つづいて第二章は「戦争の放棄」と銘打たれ、次のように書かれている。

国権の発動たる、戦争は廃止する。いかなる国であれ他の国との間の紛争手段としては、武力による威嚇または武力の行使は、永久に放棄する。(傍点筆者)

陸軍、海軍、空軍その他の戦力を持つ機能は、将来も与えられることはなく、交戦権が国に与えられること
もない。⁽²⁵⁾

「武力による威嚇又は武力の行使」という用語法は、国連憲章第二条四項で使用されたものと同一であり、古閑彰一が指摘するように、民政局は、「戦争」のみを放棄した不戦条約(一九二八年)の教訓に基づいた戦争違法化の世界的文脈のなかでこの条項を考えていたとみることができよう。⁽²⁶⁾

国体護持、天皇制の存続に心を砕いていた、幣原内閣の閣僚たちは象徴天皇制に驚きを禁じえなかった。しかし、九条については、さほどの議論となっていない。たとえば、芦田厚相は戦争放棄について「国際紛争は武力によらずして仲裁と調停により解決せらるべし」と言う思想は既にKellogg Pact⁽²⁷⁾とCovenant(国際連盟規約)とに於て吾政府が受諾した政策であり、決して耳新しいものではない」と記している。⁽²⁷⁾ 芦田は戦争放棄が自衛権の侵害だとは考えていなかったが、憲法九条のちに激しい論争となる。

G H Q草案は、日本政府との折衝を経て、四六年三月六日に「憲法改正草案要綱」として発表された。それにはマッカーサー声明とともに、天皇の「進んで戦争を放棄して誼を万邦に修むるの決意」を呼びかける勅語が添えられていた。

政府案を読んで、馬場恒吾は、「改正草案にさんとして光る条項は日本が戦争を完全に放棄した第九条である。日本は空軍を保持せず国の交戦権はこれを認めないと明言している。世界中何処にこれほど平和主義に徹底した国

があるか」と歓迎している。⁽²⁸⁾ また石橋湛山は、第九条を読んで「痛快極りなく感じた」という。続けて「世界国家の建設を主張し、自ら其の範を垂れんとするもの」にほかならず、国家の名誉を賭けてこの目的を達成しようとするれば日本は最早「敗戦国でも四等、五等」国でもなく、「真実の神国」となるからであると記した。⁽²⁹⁾ 平和国家は、単に一国的な平和論ではなく、世界に向かって武器と戦争を放棄し、「世界国家」の建設の方途として唱えられていたのである。

(3) 憲法制定会議——歓迎された第九条

六月、日本政府は憲法改正案をまとめ、同二〇日に召集された第九回帝国議会にかけられた。

翌二一日、吉田首相は施政方針演説で「ポツダム宣言の趣意に副うて、民主主義的平和国家の建設と云う大事業」として、「今議会の劈頭に於て、新生日本の建設の基盤たるべき憲法改正案が勅命に依って付議せられました」と告げ、「政府は速かに民主主義と平和主義とに依る政治の運営、並に行政と経済の全般に互って再検討を行い、是が改革を實行し、真に平和的国際社会の一員たるの資格と実質を贏ち得んことを期して居る」と続けた。そこには、GHQ草案を受け取ったとき顔色を失った吉田の姿はない。彼は天皇制の存続に安堵し、原案提出者であったこともあるが、「平和」と「民主主義」を両輪に、「憲法の擁護者として立ち現れた」。

吉田は第一次内閣において、三回の施政方針演説のなかで二回「平和国家」という言葉を使っている。翌二二日、『読売報知』は吉田の施政方針演説を受けて、「平和国家の確立へ」と報じた。

二四日、社会党を代表して代表質問に立った片山哲は、戦争放棄を「世界に向って平和を宣言し、日本国民は平和を愛好する国民であることを心より主張するものであります。決してこの条項は、与えられたる条項ではなくし

て、日本国民の心の底に流れておった、大きな思潮であり、将来の日本を、これによって背負っていかなければならぬという基本的な思想であることを私は信ずる」と述べている(「帝国議会議録」一九四六年八月二四日)。
六月二五日憲法改正案は衆議院本会議に上程された。周知のとおり、議論の中心は、国体は変わったのか変わらなかったのかにあった。では、九条はどのようにとらえられていただろうか。

二六日、吉田は第九条の提案趣旨説明において次のように述べている。

戦争放棄に関する本案の規定は、直接には自衛権を否定して居りませぬが、第九条第二項に於て一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も、又交戦権も放棄したものであります。従来近年の戦争は多く自衛権の名に於て戦われたのであります、満州事変然り、大東亜戦争亦然りであります、今日我が国に対する疑惑は、日本は好戦国である、何時再軍備をなして復讐戦をして世界の平和を脅かさないとも分らないと云うことが、日本に対する大なる疑惑であり、又誤解であります、……故に我が国に於ては如何なる名義を以てしても交戦権は先ず第一自ら進んで放棄する、放棄することに依つて全世界の平和の確立の基礎を成す、全世界の平和愛好国の先頭に立つて、世界の平和確立に貢献する決意を先ず此の憲法に於て表明したいと思うのであります。之に依つて我が国に対する正当なる諒解を進むべきものであると考へるのであります、平和国際団体が確立せられたる場合に、若し侵略戦争を始むる者、侵略の意思を以て日本を侵す者があれば、是は平和に対する冒犯者であります、全世界の敵であると言ふべきであります、世界の平和愛好国は相寄り相携えて此の冒犯者、此の敵を克服すべきものであるであります。ここに平和に対する国際的義務が平和愛好国若しくは国際団体の間に自然生ずるものと考えます

吉田は、国連憲章のいう「平和愛好国」という言葉を用い、かつ「全世界の先頭に立つて」と語った。ここでいう「平和国際団体」はおそらく国連を指し、日本の安全はそれに依拠するとされている。

そして、三日後の二九日、吉田は共産党の野坂参三の質問にこう答弁している。野坂は、戦争には侵略戦争のよ
うな不正な戦争と、侵略された国が自由を守るための正しい戦争の二つがあり、憲法草案は戦争一般の放棄ではな
く、侵略戦争の放棄とすることが的確ではないかと質した。これに対し、吉田は、「近年の戦争の多くは国家防衛
権の名において行われたことは顕著なる事実であり、正当防衛権を認めることが戦争を誘発するゆえんである」と
改めて自衛権を否定し、のちと異なる議論がなされている。

議会の多くは九条を賛同を以て迎えたが、のちに九条をめぐる争点となる議論もみられた。たとえば、当時貴族
院議員であった南原繁は、戦争放棄に「賛同を惜しまない」とする一方で、国家の自衛権の正統性を説き軍備不保
持に不安を示すとともに、日本が将来国連に加盟するとき、国連が定める「共同制裁としての戦争」に日本の参加
を求められた場合どうするのかなどの疑義を提示した。また憲法研究会の鈴木安蔵は、「侵略戦争の危険を培養す
る基礎、戦争を挑発する社会的経済的基礎そのものが、憲法的に除去され、禁止されずして、平和国家の完成はな
い」と指摘している。³⁰⁾

さらに、九条に関して注目すべきは、二八日に芦田均を委員長とする衆議院憲法改正特別委員会の下に設けられ
た小委員会では日本側から加えられた二つの修正である。一つは、社会党の鈴木義男の提案であった。彼はいう。

日本国は平和を愛好し、国際信義を重んずる―是は法律に直すには可なり難しい技術を要しますが、是は道
徳的の規定になりますから、外にも道徳的の規定は沢山ありますけれども、その趣旨は前文に出て居りますか

ら、無理にそう云う一条を設け、或いは此の前の出すことはないと思います。強いて固執は致しませぬが、皆さんのご意見を伺います。唯戦争をしない、軍備を皆棄てると云うは一寸泣言のような消極的な印象を与えるから、先ず平和を愛好するのだと云うことを宣言して置いて、其の次に此の条文を入れようじゃないか、そう云うことを申出た趣旨なのであります。

鈴木 の提案に対し、たとえば進歩党の犬養健は、九条をこの憲法中の「傑作」と賛意を示し、むしろ「戦力を保持してはならない」では「いかにも仕方なく」受け入れたと思われる、と述べている。鈴木らの提案を引き取って、芦田は九条第一項に「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」を挿入し、日本から国際社会へ発信する⁽³¹⁾とした。平和主義は日本側から加えられ、そうすることで平和国家を自らのものとしたのである。そして、九条二項に「前項の目的を達するために」という、のちに自衛権の保持に余地を残す根拠とされた、いわゆる「芦田修正」が加えられる。

一月三日、日本国憲法公布に当たり、昭和天皇は「日本国憲法公布祈念式典の勅語」を發した。

この憲法は、帝国憲法を全面的に改正したものであって、国家再建の基礎を人類普遍の原理に求め、自由に表明された国民の総意によって確定されたのである。即ち、日本国民は、みずからすすんで戦争を放棄し、全世界に、正義と秩序を基調とする永遠の平和が実現することを念願し、常に基本的人権を尊重し、民主主義に基いて国政を運営することを、ここに、明らかにしたのである。

朕は、国民と共に、全力をあげ、相携えて、この憲法を正しく運用し、節度と責任を重んじ、自由と平和を

愛する文化国家を建設するように努めたいと思う。(以下略)

一九四七年六月、日本国憲法施行後初の首相となった片山哲は、二度の施政方針演説で、平和国家という言葉を実に五回使用している。「新憲法を歓迎する気持ちで一杯だった」⁽³²⁾片山は一九四七年七月一日に行われた施政方針演説で、平和国家の要件について次のように語っている。

平和国家は、(1) 憲法に基づく各種の自由を保障するものであり、(2) 国民に、健康にしてかつ文化的なる生活を保障し、(3) 国民が、暴力と不合理、不正義を排し、道義と人類愛に基く平和に徹するとともに、正義をどこまでも護り、(4) 勤労と科学と芸術と宗教を尊重し、(5) 適正なる教育制度の確立により、次代国民の民主的、平和的育成に努める国家でなければならぬ、とした。そして、「政府は、今後とも一層の努力と誠意をもち、ポツダム宣言受諾に伴う義務を忠実に履行し、真に民主的平和国家の実をあげ、もって国際社会への復帰の条件を満たさなければならぬと考えておるものであります」とうたいあげている。ここには、のちの保守対革新の対立とは異なる、憲法と平和国家を両輪とする両者の「共存」が生まれていた。

つづく芦田均首相は四八年三月二〇日施政方針演説で、日本が一日も早く「世界の平和国家群に参加することは、国民の等しく熱望するところ」であり、講和会議がいつ開かれるか定かではないが、そのために「ポツダム宣言を厳格に実行することはもちろん、国内の民主化を促進し、文化国家の建設に全力を傾けたい」と語りかけている。文化国家は平和国家と並んで、憲法を基軸にめざすべき国家像とされた。⁽³³⁾

その芦田は四八年末ある座談会で、九条について、日本だけで戦争放棄を押し通せるかと問われて、一切の軍備を捨てて「文化的平和国家」を創ろうと努力している限り、日本を侵略しようとする国はなく、人類が戦争を放棄

することが大きな理想であることを否認しうる者はなく、そして平和的文化国家を作ったら、「憲法九条の規定は世界の人類に向って、道義的の指導権を厭でも応でも日本国民に与えるものだ」とし、「立派に押し通せる」と答えている。⁽³⁴⁾ 吉見義明によれば、以後「平和的文化国家」「民主的平和国家」など表現はさまざまであるが、一種の流行語となったという。⁽³⁵⁾

また民主自由党の政調会長だった佐藤栄作は一九四九年に、憲法九条の意義を強調して、次のように述べている。

日本の生き方についてはいまさらこと新しく説くまでもなく、既に新憲法に明らかに示されている。ことに新憲法の中で、戦争を放棄したという精神は、実に日本が今後永久に平和的文化国家として再建することを誓ったものである。そしてこのことについては国民のすべてが憲法の精神の通り考えていたはずである。……私は国民すべてが、この新憲法を強いられたものだというのではなく、自分のものとして静思してほしいのである。国民一人一人が、この憲法の精神を自分のこころとするとき、はじめて日本の行き方は決定する。⁽³⁶⁾

九条によって戦争放棄と非武装が制度化されたが、これに対する近隣諸国の反応は冷やややかであった。たとえば、極東委員会の中華民国代表は次のように述べている。条文の厳密な解釈によれば、日本は戦争目的のために軍事力を使用することと国際紛争解決のために武力を使用することは放棄したが、「この目的以外のための軍事力を保持することは許されることになり、日本は他の目的のためにそれを行使することができる。それを行使するまでは、それは戦争行為ではない、戦争に至らない行為だ、したがって憲法違反ではない」ということになる。それは、不戦条約に調印する一方で、中国への侵略を満州事変、日華事変と称して、決して「戦争」とは言わずに正当化してき

た歴史に基づく日本への不信の表明であった。同様に、対日理事会のオーストラリア代表を務めたマクマホン・ポールも、世界の不安定化は憲法改正に結びつき、戦争放棄条項は残らないという結果になるだろう、と本国政府宛に書き送っている。マッカーサー自身、「九条はせいぜい占領下で有効な条文であるにすぎない」と考えていた。⁽³⁷⁾ こうした日本への不信および警戒心は、講和の時期に再び噴き出す。

こうした内外の温度差を残したまま、平和国家は戦後初期においては、戦争放棄・非武装を原イメージとし、GHQ・日本政府はもちろん、与野党問わず、日本再生のよるべき指針として受け入れられた。

3. 冷戦の進展と「平和国家」

(1) 朝鮮戦争の勃発

一九四八年一〇月、昭電事件をきっかけに芦田内閣が崩壊し、吉田は首相に返り咲く。米ソ冷戦の深化をうけて、アメリカは対日講和をその冷戦戦略のなかに組み込んでいく。翌四九年一月八日、吉田は施政方針演説冒頭で、「平和条約締結の促進を要望する」と述べ、次のように語っている。

わが国の安全を保障する唯一の道は、新憲法において厳肅に宣言せられたるがごとく、わが国は非武装国家として、列国に先んじてみずから戦争を放棄し、軍備を撤去し、平和を愛好する世界の与論を背景といたしまして、世界の文明と平和と繁栄とに貢献せんとする国民の決意をますます明らかにいたしました。文明国世界

のわが国に対する理解を促進することが、平和条約を促進する唯一の道と私は考える。(中略)軍備のないところでこそ、わが国民の安全幸福であり、世界の信頼をつなくゆえんであります。また平和国家として世界に誇るに足るゆえんであると私は確信したのであり、国民諸君が国をあげて、あくまでもこの趣旨に徹底せられんことを希望するとともに、国民がかく覚醒することを私は信じて疑わないのであります。

吉田は、全面講和か単独講和かは国際関係によって決まり、日本に選択の自由はないとしつつ、戦争放棄・非武装の平和国家であることこそ「平和条約を促進する唯一の道」であると改めて確認する。

しかし、自衛権については、一九五〇年一月一日、マッカーサーは恒例の年頭声明で、「この憲法の規定はたとえどのような理屈をならべようと、相手側から仕掛けてきた攻撃に対する自己防衛の冒しがたい権利を全然否定したのではない」と語り、日本に自衛権があることを認めた。これを受けて吉田も一月の施政方針演説で「戦争放棄の趣意に徹することは、決して自衛権を放棄するものではない」と、四年前に共産党の野坂との論争で示した自衛権否定から軌道修正した。

冷戦の深化は、講和後の日本の安全をいかに保障するかという問題を提起した。同年五月、池田勇人蔵相の訪米に際し、吉田は国連に代えて、米軍駐留の継続によって日本の安全保障を確保するというメッセージを託した。それは領土を自力で防衛するのが当然だと考える伝統的な国防観念から大きく舵を切り、彼はこの「条項が講和条約の中に設けられれば憲法上はその方が問題は少ないであろう」と伝えた。アメリカの懐に飛び込むこと⁽³⁸⁾で、その日本およびアジア地域への安全保障に強い関心を満たし、講和を促進する方途としたのである。

六月二五日、ジョン・F・ダレスの来日から四日後に、朝鮮戦争が起こった。日本国憲法の前文と第九条が前提

とした平和国家を取り巻く国内外の環境は大きく変容した。

七月八日、マッカーサーは日本政府に、七五〇〇〇人の警察予備隊の創設および海上保安庁の八〇〇〇〇人の増員を命じた。警察予備隊の創設は、通常再軍備の開始と考えられているが、厳密に言えば占領軍が朝鮮戦争出動した後の国内治安対策を目的としており、とくに占領軍の軍事基地を防衛することを主目的とする軍隊と警察の中間的な性格のものであった。⁽³⁹⁾ マッカーサーも吉田も、再軍備については否定的であった。

しかし、アメリカは、対ソ戦略の観点から、沖縄の領有に加え、日本本土の米軍基地の自由使用、さらに日本に改憲による再軍備を求めた。再軍備をめぐる、吉田とダレスの間で激しい応酬がみられたが、日本側が日米二国間協定(日米安全保障条約)の締結と五万人からなる保安隊の創設を提示することで妥協をみた。この結果、吉田の選択は、戦争放棄・非武装を原イメージとする「平和国家」から乖離していく。対して、社会党は全面講和、中立主義、軍事基地反対、再軍備反対の「平和四原則」でこれに対峙する。日米安保と再軍備問題は、憲法と平和国家を軸とする保守政党と社会党との間にあった共存状態を切り崩していく。

講和に対して、オーストラリア、ニュージーランド、フィリピンなど日本に強い警戒心を抱く国々は強い不満をもっていた。彼らにとって日本との提携などは考慮の外であり、アメリカの冷戦戦略の一つであるアジア版NATOとも呼ぶべき太平洋条約の締結を拒んだ。それは結果的に、日米、米台、米比、そしてANZUSの重層的条約となった。これらの国々は、平和憲法でなく、日米安保に日本軍国主義の復活を防ぐ担保を求めた。日米安保は日本を守るとともに、日本から守るといふ、相反する二つの目的を持つことになったのである。

(2) 講和・独立と「平和国家」——憲法と安保の相克

一九五一年九月、日本はサンフランシスコ講和条約をソ連など三方国を除く四八カ国と、そしてアメリカとの間で日米安全保障条約を結び、アメリカの沖繩領有を認めた。翌五二年四月二八日講和条約が発効し、日本は独立した。

かくして戦後日本は、戦争放棄と非武装をうたう憲法と日米安保との不確かな両輪を軸に国際社会に復帰した(「九条安保体制」)。吉田は、日本の経済復興を最優先課題とし、日米安保を結び、九条を盾にアメリカの再軍備要求をできるだけ値切り、軽軍備・経済優先の、のちに吉田ドクトリンと呼ばれる路線を選択した。平和国家は再軍備問題や核の傘に代表されるアメリカの軍事力に守られている現実との間でどう折り合いをつけるかをめぐって揺れ、憲法と安保が相互に緊張をはらみながら推移していく。

宮沢喜一は、吉田の考え方について、俗な言葉でいえばと断った上で、次のように述べている。

再軍備などというものは当面到底出来もせず、又現在国民はやる気もない。かと云って政府が音頭をとって無理強いする筋のことでもない。いずれ国民生活が回復すればそういう時が自然に来るだろう。狹いようだが、それまでアメリカにやらせて置け。憲法で軍備を禁じているのは誠に天与の幸で、アメリカから文句が出ればちゃんとした理由になる。その憲法を改正しようと考える政治家は馬鹿野郎だ。⁽⁴⁰⁾

独立後、吉田路線は、民族の自立と国家の独立を掲げる左右のナショナリズムの挾撃を受ける。いずれも、ある

意味で占領期に高まったナショナリズムを基底とする不満をすくい上げるものだった。鳩山は、吉田を向米一辺倒と批判し、対米自立、中ソとの国交調整、自主憲法制定による公然たる再軍備を唱え、社会党は護憲、再軍備・基地反対を主張し、政権を揺さぶる。

再軍備については、警察予備隊を改編して保安隊が(五二年一〇月)、つづいて防衛庁設置法および自衛隊法の防衛二法が制定され(五四二年六月)、七月保安隊は自衛隊に切り替わる。この間、保安隊や自衛隊が憲法でいう「戦力」に当たるか否かをめぐる論争が起こり、これに対し、吉田は、保安隊は憲法九条第二項が保持を禁止した近代戦を有効に遂行する能力をもつ軍事力ではない、との見解で応えた。いわゆる「戦力なき軍隊」である。また五四二年六月には、参議院で「自衛隊を海外に出動せしめざることに関する決議」がなされ、憲法上自衛隊の海外派遣に歯止めをかけられた。

もつとも再軍備については、世論を見る限り、講和・独立まで賛成が常に上回っており、第九条を絶対的平和主義の立場から解釈して、非武装が望ましいと考える人々は少数にとどまっていた(《表2. 世論の動向》参照)。この点で、国民の多くは憲法と安保、そして再軍備を受け入れ、日本を「平和国家」とみる自己イメージを定着させていったともいえよう。その意味で、五十嵐武士は、平和国家は理念として信奉されたというよりも、日本が何たるか、つまりナショナル・アイデンティティを表現する言葉として体制イデオロギー化したと指摘している。⁽⁴⁾

一九五四年一二月、鳩山内閣は、憲法は自衛権を否定しておらず、自衛の目的のために実力部隊をもつことは憲法に違反しないとの政府統一見解をまとめた。それは憲法九条を堅持したまま、自衛権を認め、自衛隊という事実上の軍隊をもつことを可能にした。対して、社会党は平和国家の戦争放棄・非武装の理念を堅持し、自衛隊の存在を違憲とし、非武装中立政策を掲げた。さらに内灘闘争をはじめとする基地反対闘争や第五福竜丸事件を契機とす

「平和国家」はどのように語られてきたか(福永)

る原水爆禁止運動の中核を担い、日米安保条約の廃棄を求めていく。この二つの勢力の緊張関係も含めて、「平和国家」の第二バージョンが五〇年代中期にほぼ形成されたといえよう。⁽⁴²⁾

鳩山は五五年一月に憲法改正を公約に総選挙に打って出るが、社会党の伸張を許し、改正に必要な2/3の議席を確保できなかった。はじめに述べたように、鳩山、岸、そして池田のいずれも施政方針演説で、「平和国家」という言葉は使っていない。⁽⁴³⁾

同一月二二日、鳩山は施政方針演説で「自主独立の完成」を掲げ、外交においては、世界平和の確保と各国との共存共栄を目標とする「積極的な自主

平和外交」の展開、アメリカその他自由諸国との協調、中ソとの国交調整、さらには韓国及び東南アジア各国との戦後処理の解決を語った。内政では「すみやかに自主防衛態勢を確立することによって駐留軍の早期撤退を期」し、

《表2. 世論の動向》

		再軍備		米軍駐留(米軍基地)	
		賛成	反対	賛成	反対
読売	1949. 8. 15.			46	36
朝日	1950. 11. 15.	54	28	30	38
読売	1950. 12. 22.	44	39		
毎日	1951. 1. 3.	66	17	41	38
読売	1951. 1. 3.			42	41
毎日	1951. 3. 3.	63	20		
読売	1951. 8. 15.	51	32	63	19
朝日	1951. 9. 20.	71	16		
朝日	1952. 2.	31	32		
毎日	1952. 3.	43	27		
読売	1952. 4.	48	39		
朝日	1953. 1.	31	42	33	42
読売	1953. 3.	41	38		
読売	1954. 7.	38	40		
朝日	1955. 12.	37	42		

憲法はじめ占領下において制定された諸法令、諸制度の検討・改正に意欲を示した。鳩山らは、自衛力の増強によって自国を守る態勢を整え、日米安保の改定および米軍の漸次撤退を目論んだ。しかし、これを受けた重光外相の試みはダレス國務長官に一蹴される。⁽⁴⁴⁾

五六年一〇月に日ソ国交回復がなり、一二月に日本は国連への加盟を果たした。ここに「平和愛好国」「平和国家」として国際社会への復帰を果たしたのである。

翌五七年九月、岸内閣は初めての『外交青書』を出し、国連中心主義、自由主義諸国との協調、アジアの一員としての立場の堅持という、いわゆる「外交三原則」を打ち出す。この三原則相互の調和は必ずしも容易ではなかったし、日本政府もこれを等しく扱ったわけでもない。⁽⁴⁵⁾アジアのなかの日本が再び強調されるが、戦争の記憶の生々しいアジア諸国にとって、賠償問題という戦後処理を進めることが主たる課題であった。

同時に、「国防の基本方針」で国連支持・国際協調を打ち出し、国連による安全保障体制が構築され実効性を持つまでは、日米安保体制に依拠する対外交政策と、民政安定による国防基盤を形成できる国内政策を基調に、漸進的に防衛力を整備すると定めた。五八年の第一次防衛力整備計画（二次防）から四次防と七〇年代半ばまで順次展開していく。

(3) 六〇年安保と平和国家——「通商国家」

一九六〇年の日米安保条約の改定は、保革が真向から対立し、「平和国家」の存続にとって一つの試金石となった。議会では、野党（社会党）側から、米軍駐留は憲法九条の「国際紛争を解決する手段としての戦争は放棄する」「陸海空軍及び一切の戦力は保持しない」という平和国家の理念に反するとの批判が起こった。これに対し岸は、国際

情勢は平和憲法という規定があるからがゆえに平和があるというような「なまぬるい、なまやましい」ものではなく、「日米安保条約によって日本の安全が保障されてきたという」現実を認めなければならぬと反論した(衆議院本会議、一九五九年六月二五日)。

岸は、教員の勤務評定導入や警察官職務執行法改正など、安保改定に向けて布石を打っていき、それは国内の亀裂を深めていくことになる。岸が改定でめざしたのは、アメリカの日本防衛義務や条約期限の明記、核兵器の日本への持ち込みを含むアメリカ軍の配備や緊急事態の基地使用についての事前協議の設定、さらに内乱条項の削除など、旧日米安保の不平等性を是正し、日米両国を対等な立場に立たせることにあった。この点で、かなりの部分で成果があったのは確かであるが、事前協議に関わる密約の存在は平和国家・日本に影を落とした。

新安保条約は、旧条約の「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約」から「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力および安全保障条約」に改められ、新条約第二条に北大西洋条約(NATO)並みに「締約国は、その国際経済政策における食い違いを除くことに努め、また、両国の経済的協力を促進する」という経済条項が加えられ、また自衛隊と米国の極東戦略の下での在日米軍基地の役割を明文化するものとなった。⁽⁴⁶⁾以後、九条一項の戦争放棄は改憲派・護憲派を問わず共有され、憲法改正の焦点は第二項(軍備不保持)に絞られ、違憲か合憲かが争われた。

岸の後を受けて首相に就任した池田勇人は、「寛容と忍耐」をスローガンに、政治的には「低姿勢」をとり、安保騒動によってささくれ立った日本政治の安定に努めた。憲法は国民に定着していると考え、憲法改正を当分棚上げし、「所得倍増論」を唱え政府のイメージ・チェンジを図った。池田も先の三つの政権と同様、平和国家という言葉を使っていない。

池田は本来、「外交と内政は本来一体不離のものであり、国内の人心が平靜を保ち、社会秩序が平穩に維持されることは、わが国の経済の繁栄と文化の向上の前提であり、わが国の国際的信用の向上と外交上の発言力を強めるゆえんである」と述べ、国際社会から信頼される国になるために内政の充実を求めて経済成長に専心していく。実際、池田はIMF八条国への移行やOECD（経済開発機構）への加盟などで日本の国際経済社会での地位を固める一方、DAC（開発援助委員会経済協力開発機構）に加入、アジア開発銀行創設など主として国際的貢献を非軍事的な分野での経済協力を推進していく。それは他方で、日米関係を基軸に、日本の外交的地平を欧州に拡大し、日米欧を主軸とした大国外交をめざしたものであった。⁽⁴⁷⁾

日本の経済発展は池田・佐藤政権でかなりの部分成功をおさめた。一九六八年には日本は西ドイツを抜いてGNP世界三位となり、明治以来の宿願である「欧米に追いつき追い越せ」という目標を達成し、経済大国として彼らがめざした「国際社会における名誉ある地位」にのぼりつめた。他方でそれは、海外からエコノミック・アニマルや「安保ただのり」といった批判を浴びるようになった。

4. 経済大国と「平和国家」

(1) 経済大国と平和国家

一九六四年十一月、病気で退陣した池田の跡を継いで、佐藤栄作が首相となった。翌六五年夏、佐藤栄作首相は沖繩を訪問し、「沖繩の祖国復帰がならない限り、日本の戦後は終わらない」と述べ、その本土復帰に意欲を示した。

一九六五年一月、『読売新聞』は、ロンドン・タイムス紙の「日本特集」を要約して次のように紹介している。

経済面での躍進にもかかわらず日本にはまだ西欧式の個人主義と独立心は根をはやしていないし、日本人自身が日本はいかにあるべきか、どこに行くべきかをためらっている段階であるから、現在の日本に平和国家以上のもの、すなわちアジアでの指導的役割りとか、反共防衛の積極的参加を求めるのは無理だと断じている。

(また日本外交については) 国民感情と米中対決に対する恐怖心から、日本は一九七〇年以降は現在のままの日米安保条約継続は望まないだろうが、アメリカは沖縄の行政権を返せないという切り札を出ささうから、結局日本はアメリカとの同盟からのがれることはできない。

六七年一月に、佐藤はジョンソン米大統領から小笠原諸島の一年以内の返還と、「両三年以内」の沖縄返還について合意を得る。この間、六七年四月には、共産圏諸国、国連決議で武器輸出を禁止されている国、紛争当事国またはそのおそれのある国には原則として輸出を認めないとする「武器輸出禁止三原則」を、翌六八年一月には核を「持たず、作らず、持ち込ませず」のいわゆる「非核三原則」を表明し、この二つは「平和国家」日本の基本理念・政策になる。⁽⁴⁸⁾

他方、ベトナム戦争の泥沼化はアメリカの政治、経済、社会に暗い影を落としていた。一九六九年二月、ニクソン米大統領はベトナム戦争から撤退し、中国との関係も調整して、世界の警察官としてのアメリカの負担を軽減しようとしていた。同時に、同盟国にこれまでより積極的な安全保障への役割を果たすことを求めた(ニクソン・ドクトリン)。一一月には、佐藤とニクソン米大統領との間で「七二年沖縄施政権返還」の合意がなされた。この

とき、日本の安全にとって韓国と台湾地域における平和と安全の維持が重要であることを確認した。このいわゆる「韓国条項」と「台湾条項」は、東アジアにおける日米安保の役割を地域的に拡大するものとなる。

同時に経済大国になった日本に対し、アメリカを含め海外から「日本の経済発展は、潜在的武力の増大を意味し、その意味で日本がいつまで『平和国家』にとどまるのであろうか」との懸念が示されるようになった。日本は、軍事的野心をもつ大国と「平和国家」という二つのイメージでとらえられていたのである。この頃議会は核拡散防止条約(NPT)の批准問題で揺れていた。⁽⁴⁹⁾

佐藤は、「平和国家」という言葉を合計二一回の演説で三回使用している。とくに六八年以降、それを日本のアイデンティティを示すものとして積極的に駆使していく。

一九七〇年二月一四日、佐藤は施政方針演説で、六〇年代の日本を、沖縄の核抜き本土並み復帰が決定し、戦後に終止符を打つと同時に、わが国経済力の著しい充実を背景にして、「国際社会での地位の向上を図ることのできた時期である」とし、これからは日本の国力が世界に対し「前例のない重みをもつ時代に入っていく」と総括した。その上で、「日本は軍事的手段によって世界史上の役割を果たす国」とはならず、七〇年代の日本は「内における繁栄と外に対する責務との調和」を図り、日米関係を土台として、国際連合を中心として独自の平和努力によって重要な役割を果たし、「アジアの一員である日本」が「さらに伸び行く経済力を世界の民生安定のため、すすんで用いる」ことに「世界文明史的意義」があると語った。

ついで同一〇月二二日には、創設二五周年を迎えた国連総会で日本の首相として初めて演説を行い、平和国家・日本を強調しつつ、日本国憲法と国連憲章が恒久平和を願う「同じ時代精神」の産物であると論じた。⁽⁵⁰⁾

佐藤は、「日本国民が歩もうとしている」道は、「世界史的に見ても全く新しい実験」であり、そのためには「国

民の国を守る気概」のもと、国力国情にふさわしい防衛力の整備とともに、「壮年期に入った民族」として、国際関係は「すべて平和的話し合いによってきめるといふ平和国家に徹する姿勢を堅持」によってなされると語っている。

佐藤の「平和国家」論について、五十嵐武士は、それは日本に限定されており、アメリカとの関係まで含まない二重基準に基づくものであったことは否めない。その意味で、「平和国家」は理念というよりも体制イデオロギーだったと言った方が正確であろう、という。⁽⁵¹⁾

同一〇月に初めての『防衛白書』が発行され、日本の防衛は第一次的には自力で侵略に対処することを根本方針とする「専守防衛」を明記し、核兵器と攻撃兵器による抑止力は安保条約でアメリカに期待する、とされた。そして、「戦後のわが国は平和国家であることを国是とし、軍事大国として軍事的手段で国際政治上の役割を果たす国ではない」と記している。

(2) 転換期としての一九七〇年代―「平和国家」の再生

一九七一年夏、アメリカは日本の頭越しに米中接近を図り、つづいて金・ドル交換の一時停止を発表した。七年二月にニクソン訪中が実現し、続いて五月にはソ連と戦略兵器制限条約(SALT I)の調印がなされ、デタント(緊張緩和)が進んだ。

七〇年代前半は、ベトナム戦争が終結に向かい、米中接近が日中国交回復を実現させ、世界と日本が対立から協調へと向かう歴史の転換点にあった。⁽⁵²⁾日本は、ニクソン・ショックによってもたらされた戦後国際政治経済秩序の大きな変動にどう適応するか、ベトナム戦争で傷つきアジアから一步距離をおき始めたアメリカとの関係をどう再

構築するかという、二つの課題に挑まなければならなかった。「経済大国」日本は、過去と未来、自信と不安が微妙に交錯するなかで、「国際的インサイダー」として、自らの手で国際秩序の再構築に向けて何らかの役割を果たす方途を模索していく。

このとき田中角栄、三木武夫、福田赳夫、そして大平正芳のいわゆる「三角大福」は等しく、七〇年代日本の国家像として「平和国家」「文化国家」「福祉国家」の建設を掲げた。いずれも敗戦後の日本の未来像として提言されたものであり、日本が軍事大国とならないことを約束する、ある意味再生・復活と呼ぶべきものであった。⁽⁵³⁾

一九七二年一〇月二八日、田中首相は施政方針演説で次のように述べた。田中は四回の演説で二回使用している。

戦後四半世紀にわたりわが国は、平和憲法のもとに一貫して平和国家としてのあり方を堅持し、国際社会との協調融和の中で発展の道を求めてまいりました。私は、外においてはあらゆる国との平和維持に努力し、内にあつては国民福祉の向上に最善を尽くすことを政治の目標としてまいります。世界の国々からは一そう信頼され、国民の一人一人がこの国に生をうけたことを喜びとする国をつくり上げていくため、全力を傾けてまいります。

田中内閣で外相を務めた大平正芳外相も、一九七三年九月二五日に行われた国連演説で、「わが国は、諸国民の公正と信義に信頼して自らの安全と生存を確保しようとの理想をかかげ、平和国家として生きることを国是としております。人口稠密で資源に乏しいわが国にとって、世界の平和なくして自らの平和なく、世界の繁栄なくして自らの繁栄はありえないのであります。このような見地から、わが国は、単に平和を受動的に享受するにとどまらず、

進んで平和の創造のために貢献したい」との決意を語った。そして、今日、世界は「力による抑止」をこえて、「国際協力による抑止」が平和を維持、確保する上でますます重要となる時代に入りつつあり、日本は、「国際連合が、このような『国際協力による抑止』の中核となることを心から期待し、その強化のために努力を重ねる」と続けた。⁽⁵⁴⁾

七〇年代に入り、ある意味復権がなされた平和国家論は三つの特色をもつ。一つは戦後日本を改めて「平和憲法のもと」平和国家として生きてきたと位置づけたことであり、大平の演説に見られるように「諸国民の公正と信義に信頼して自らの安全と生存を確保しよう」との理想をかかげて憲法に回帰していることである。⁽⁵⁵⁾ もう一つは、人口稠密で資源に乏しい日本が生きていくためには、世界の繁栄と平和が不可欠であるとしたことである。さらに一つ、原体験としての敗戦を基底に、憲法九条と非核三原則の堅持をうたい、経済力をテコに非軍事的分野での貢献を前面に打ち出したことである。

田中は、組閣からわずか三カ月で日中国交正常化にこぎつけ、沖縄返還と並び、日本の戦後に一つの終止符を打った。他方で、田中の東南アジア歴訪の旅は、反日デモに見られるように、日本は戦前の軍事的侵略から経済的侵略へと転換していると解された。

つづく三木内閣は、最低限の抵抗力を持つことで国際関係の不確実性を減らす「基盤的防衛力」構想を策定し、日本独自の防衛力で排除が困難な大規模な侵略に対しては「米国からの協力をまっけてこれを排除する」と、日米の役割分担を明確にした。併せて、武器輸出三原則を厳格化し、防衛費を対GNP比一%枠に留め、日本の軍事力の拡大に一定の歯止めをかけることを忘れなかった。さらに日米軍事協力は、福田内閣で「日米防衛協力の指針（ガイドライン）」として策定される。それは、侵略を未然に防止するための態勢、日本に対する武力攻撃に際しての対処行動、日本以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合の日米間の協力の三つを柱として

いたが、第三の極東有事に関する日米協力は、主に日本の法的・政治的制約から「日米両政府は、情勢の変化に応じ随時協議する」と留保された。

七六年一〇月に出された『外交青書』は、日本を「国際政治上の重要な安定勢力」と規定し、米国との友好、日米安保体制の堅持を一つの基本としつつ、対立・抗争が表面化しながらも実効をもっているデタントのなかで多様化、複雑化した国際関係を背景に、軍事力を外交の手段としない平和国家の道を探るといふ国際的な実験に一つの処方を描くと提言している。⁽⁵⁶⁾

しかし、七八年末のベトナムのカンボジア侵攻、中越戦争、一年後に起こったソ連のアフガニスタン侵攻など、デタントに水を差し、冷戦への揺れ戻しともいふべき事件が起こった。七〇年代末は、いわば「平和国家」の存立を図る正念場となった。

日本は、アメリカからの強い要請にもかかわらず軍事的な分野には自制的で、非軍事的な分野に平和国家として国際的貢献の道を見出した。福田内閣期にODA政策が本格化し、それは福田ドクトリンによって「東南アジア全域にわたる平和と繁栄の構築」をめざす日本の国際的な貢献の主要な手段として位置づけられた。つづく大平内閣の「総合安全保障」構想もその一環と考えられる。忘れてならないことは、七〇年代末には、総合安保の概念はエネルギー安全保障や食糧安全保障に果ては地震対策まで拡大され、福田や大平らによって共有されていたことである。総合安保は、安全保障面でのアメリカとの協力や自衛力の強化の一方、「アメリカによる平和」の時代が過ぎ去り、「西側の一員」として平和に対する国際的責任を引き受ける覚悟を示すものだった。それゆえ、安全保障の理念の面で、アメリカに挑戦するものでもあった。また「環太平洋連帯」構想は、アメリカを含めたアジアと太平洋を切り結ぶ経済協力の道を拓こうとするものであった。それは、八九年にAPECとして結実する。⁽⁵⁷⁾

大平の後任の首相に就任した鈴木善幸も、大平と同じく「防衛とは武器だけに頼るものではない。食料もエネルギーも外交も国家安全保障のための武器」だと総合安全保障概念を受け継ぎ、わが国は自由世界第二の経済大国として、また平和国家として経済協力を通じて世界の平和と安定に寄与すると述べた(施政方針演説、一九八〇年一〇月三日)。

しかし、八一年レーガンとの首脳会談後に出された共同声明に、初めて「同盟」という表現が登場し、防衛費の増強を求められ、さらに会談後のナショナル・プレスクラブでの昼食会で、鈴木がシーレーン防衛に触れたことは、各紙で「軍事同盟色強まる」と一斉に報じられた。議会でも、武器禁輸三原則の緩和、シーレーン防衛などが平和国家から逸脱するものであると批判された。こうしたなか、鈴木は、東南アジアの訪問先で、「平和国家」が日本の国是であると強調し、武器輸出を政治的に抑制し、軍事大国への道を踏み出さないと述べている。

メディアでも、武器禁輸、シーレーン防衛などを平和国家と関連させつつ語り始める。⁽⁵⁸⁾たとえば『朝日』(一九八一年一月一日)は社説で「主要国の責務をどう果たすか」と問い、次のように述べている。

平和憲法に基礎を置いた平和国家としての行動でなければならない。相互依存が深まった世界で、軍事的な手段による事態解決の可能性は考えにくくなった。平和憲法は第二次大戦の教訓を基礎としているだけではない。その背景には相互依存の深化、非軍事的な対応を不可欠とする日本の地政学的な条件がある。またアジアのように各国が国づくりのさ中にある地域では軍事的な手段は有効ではない。

社説は、経済的な行動であればすべてが平和的だと、短絡して受け取るべきでないと断りつつ、経済協力の拡大、

軍縮の推進をいう。

(3) 平和国家と「国際国家」の間で—国際貢献と同盟の強化

八〇年代に入り、経済摩擦が深刻化し日米関係がギクシャクするなか、新冷戦下の日米同盟と国際貢献のあり方をめぐって、「平和国家」の色合いを変容させたのは、「戦後政治の総決算」を遂げた中曽根康弘首相であった。中曽根は合計一〇回の所信表明演説および施政方針演説で、「平和国家」という言葉を四回使っているが、それは「国際国家」日本の役割と重ねて語られることになる。⁵⁹⁾

一九八二(昭和五七)年一月三日に行われた、中曽根の施政方針演説は次の回顧から始まる。

終戦直後、人々は空腹を抱え、トタン屋根の仮住まいの中で、文化国家、福祉国家の理想を掲げました。昭和二十二年、私は、初めて国会議員に当選して、瓦れきとやみ市の間を縫って登院しました。そのときの光景が目につかびます。焼け跡に立っての、文化国家、福祉国家の叫びは、戦前の日本の軍事優先の考え方や自由の拘束された時代から解放された国民が熱望した新しい価値であります。

彼は、敗戦直後の原風景を振り返りつつ、国民の「文化国家、福祉国家の叫び」に戦後日本の原点を見出したが、平和国家は挙げられていない。そして、

現実における世界の軍事情勢、特にアジアの状況を見ると、北方領土を含む極東におけるソ連の軍備増強

などが国周辺の状況は、憂慮すべきものがあります。この厳しい現実を踏まえれば、わが国としては、総合安全保障の観点からの各種施策の積極的推進に引き続き努めるとともに、日米安全保障体制を堅持し、自衛の必要限度において、質の高い防衛力の整備を図っていく必要があります。

そして、平和国家としての基本理念を確保しつつ、わが国の防衛力の整備は、憲法の許す範囲内で、みずから守る必要性限度において自主的判断のもとに行うものであります。その際、非核三原則を堅持し、専守防衛の姿勢を貫き、近隣諸国に軍事的脅威を与えないという従来からの方針を守るべきことは当然であります。

と続ける。中曽根は、武器輸出三原則からアメリカを除外したり、GNP一%枠を修正したり、これまでの軍事面の歯止めを相次いで緩和していった。またアメリカが進めているSDI研究計画に日本が参加することは「日米安全保障体制の効果的運用に資する」ものであり、これらは、「平和国家としての基本的立場と国際国家としての我が国の役割を踏まえ、憲法の許す範囲内において、状況に応じ、可能にして適切な国際的協力を検討し、応分の貢献」を果たすとして、冷戦の文脈でレーガン政権の対ソ強硬策に同調する姿勢を示したのである。⁽⁶⁰⁾ちなみに、中曽根は施政方針演説で、国際国家という言葉を七回、二三度使っている。

こうした動きに対し、議会からは、SDI協力は非核三原則の国会決議に違反するものであり、「(首相は)ワシントンではタカ、クアラルンプールではハト、国際舞台では風見鶏だと言われても仕方がない」との批判を受けた。⁽⁶¹⁾ つづく竹下登首相も、日米関係を基軸に「国際秩序の主要な担い手として、世界的な視野に立ち、より大きな責任と役割を積極的に果たしていく」ことの重要性を説いた。そのために「平和国家としての立場を堅持する我が国としては、政治、経済、文化などの面でより大きく寄与しなければならない」として継承していく。(施政方針演説、

一九八八年一月二五日)。また「平和を願う我が国の立場に基づき、国連軍縮特別総会の機会をとらえ、紛争の予防と平和解決などに要員派遣を含めて尽力」し、国際文化交流の面でも「文化国家にふさわしい貢献」を行い、加えて「開発途上国に対する政府開発援助につき新第四次中期目標に従い量質両面での拡充」を図るとした(施政方針演説、一九八八年一月二五日、同七月二九日)。並行して、公共事業への参入問題、牛肉・かんきつ問題、日米科学技術協力協定の締結等の、日米経済摩擦の解消に努めた。

八〇年代は、政治・経済の両面で、国際国家日本のあり方が問われた時代であった。メディアも、国際国家との関わりで「平和国家」を論じるようになった。『朝日』は一九八六年三月六日から同二一日まで、「国際国家・日本の虚実」と題する連載を五回にわたって連載している。また『読売』は八七年七月の社説で、日本はいつまでも国際秩序の「受益者」に留まることはできず、世界に貢献する国際国家・日本の「歴史的転換点」に位置していると言っている。⁽⁶²⁾

5. 冷戦の終わりと「平和国家」

(1) 湾岸戦争と平和国家

一九九〇年前後のポーランドに始まる東欧における相次ぐ共産党政権の崩壊によって、戦後長きにわたって国際政治秩序を規定してきた冷戦構造の融解が始まった。

一九八九年一〇月二日、海部俊樹首相は施政方針演説で、国際情勢は極めて流動的であり、日本が果たすべき役

割への期待と日本への批判が同時に大きく」なっているなか、日本は「平和国家」として、「憲法のもと、他国に脅威を与えるような軍事大国への道を歩まず、……国際平和と軍縮そして繁栄という崇高な目標に向けて、主体的に貢献していく」と語った。ちなみに海部は平和国家を三回、国際国家を一回使っている。

一月にベルリンの壁が崩壊し、一二月には地中海のマルタ島でゴルバチョフとブッシュが会談し、冷戦の終結を宣言した。翌九〇年一〇月の東西ドイツの統一は、平和への期待を膨らませた。

一九九一年一月に起こった、イラクのクウェート侵攻に端を発する湾岸戦争は冷水を浴びせるものとなった。しかも湾岸戦争は、日本の国際認識の枠組みそのものを問い、日本に何ができるか、何をなすべきか、具体的には日本が国際的な平和を実現するために軍事力の行使に参加することの是非を問うことになった。これまで日本で議論されてきた戦争か平和か、軍国主義復活か民主主義か、自衛戦争か侵略戦争かという対立軸を越え、軍事的な脅威を対外的に与えないという意味での「平和国家」の自制的なあり方ではなく、積極的に平和を実現するという能動的な在り方が問われるようになったのである。⁽⁶³⁾

海部は、イラクのクウェート侵攻を「全世界の国民が、ひとしく平和のうちに生存する権利」に対する挑戦であると批判し、日本にとって「平和国家としての生き方を厳しく問われる戦後最大の試練」と位置づける。そして、「国連が目指す平和は公正な平和であり、平和国家とは、国際社会の一員として平和を守る責任を果たす用意がある国のことであり」、「我が国は、戦後四十五年、二度と他国に脅威を与えるような軍事大国にならない、国権の発動たる戦争は絶対にしないと誓い、武力による威嚇または武力の行使を国際紛争解決手段としては放棄する決意を掲げてきました。この理念には国民的合意があり、同時に、我が国のこの立場は、アジア・太平洋地域の平和と安定に大きく貢献してきたものと確信しております。したがって、我が国は、このような理念と立場に合致する方法

で平和を守る責任を果たしていかなければなりません」と語った。(施政方針演説、一九九〇年一〇月二二日)

対米協力と憲法の板ばさみのなか、九一年四月に自衛隊がベルシャ湾に派遣され、政府は一〇月、自衛隊を海外に派遣する国連平和協力法案を国会に提出したが、世論の反発に加え、政府の答弁の粗雑もあり審議は行き詰った。社会党はPKOを自衛隊と別組織の文民に限定する代案を出し、自民・公明・民社の三党との間で一度は合意が形成された。しかし、自公民三党はこの別組織案を破棄し、当初の予定通り、自衛隊海外派遣を中心に据えた法案を提出、一二月三日に衆議院本会議で可決、翌九二年六月八日に参議院本会議で修正案が可決され、同年六月一日に衆議院本会議で参議院修正案が可決し成立した。それは「憲法の許容する自衛力とは何か」の議論を本格化させ、その後の社会党の「創憲」や、小沢一郎の「国連待機軍」構想につながっていった。⁶⁴

宮沢喜一内閣のもとで国連平和協力法が制定されると、これを根拠にPKOの一環としてカンボジアに陸上自衛隊が派遣された。国連PKOへの参加は次第に受け入れられるようになった。そして、九二年六月には、開発と環境の両立、平和的用途、受け入れ国のミサイル開発・製造などの軍事面に対する注意、途上国の民主化の促進を内容とする、ODA四原則が閣議決定された。

(2) 非自民政権の成立

冷戦の終わりは、日本の国内政治体制も変えた。一九九三年七月の総選挙で自民党は過半数を割り、三八年に及ぶ長期単独政権の幕が下ろされた。翌八月には、非自民八党派連立による細川護熙を首班とする政権が誕生した。細川は「平和国家」という言葉は使わず、国際国家を二回用いている。

細川は施政方針演説で、冷戦の終焉とともに、冷戦構造に根差す保革対立という日本の政治の二極化の時代も終

わったと告げ、自らの政権を「政治改革政権」と位置づけ、その実現に全力で取り組むことを誓っている。外交面では平和と国際協調という憲法の精神を尊重しつつ、「国際国家」としての立場と責任を自覚し、従来にもまして積極的役割を果たしていくとともに、「国連を中心として冷戦後の新たな世界平和秩序を構築する」と述べている。

(一九九三年八月二三日)

彼は、日米安保条約を中核とする日米両国の緊密な協力の一方、核不拡散条約の無期限延長や中国、韓国、ASEAN諸国等近隣諸国との一層の関係改善をうたった。ウルグアイ・ラウンド交渉への参加、米国との日米包括経済協議など経済問題に取り組み、ODAの積極的な活用などによる資金面、技術面等での協力を通じた地球規模の問題の解決へと向かう。そして、九四年には、アジア諸国の安全保障問題に関する多国間協議(ARF)に参加した。

およそ一年足らずで非自民政権は倒壊し、九四年六月三〇日、社会党の村山富市を首班とする「自社さ」三党連立政権が成立する。村山は、自衛隊の合憲を明言し、日米安保の堅持を打ち出し、長い間の保革の対立に終止符が打たれた。その上で、九四年七月一日に行われた施政方針演説で、六度も平和国家という言葉を使い、次のように述べた。

「大戦の反省のもとに行った平和国家への誓い」をもとに、日本は「国際社会において平和国家として積極的な役割を果たしていく」。そして、「強大な軍事力を背景にした東西対立の時代が終わった今こそ、我が国が、その経済力、技術力をも生かしながら、紛争の原因となる国際間の相互不信や貧困等の問題の解消に向け、一層の貢献を果たすべきとき」である、と語った。ここで彼は、核兵器の最終的な廃絶、核兵器等の大量破壊兵器の不拡散体制の強化など国際的な軍縮に積極的姿勢を示す。また、いまだ貧困や停滞から脱することができないでいる諸国や人々

への積極的支援は、平和国家として、そして国際的にも「やさしい社会」の創造を目指す我が国が最も力を入れて取り組むべき分野であり引き続き経済支援を行っていくと、従来の国家中心の安全保障から、「人間の安全保障」についても言及する。日本自身の防衛力整備については、「冷戦後の国際情勢の変化も踏まえつつ、世界の軍縮を願ひ、平和国家を目指す我が国にふさわしい、専守防衛に徹した必要最小限の防衛力の整備を心がけてまいります」と述べた。

翌九五年八月一日、戦後五〇年に当たって、植民地支配と侵略についてアジア諸国にお詫びを表明したいいわゆる「村山談話」が出された。村山は、同年一月の阪神淡路大震災や三月の地下鉄サリン事件など、国内の安全を揺るがす事件が相次ぐなか、九六年一月橋本龍太郎に首相の座を譲る。

九〇年代半ばの朝鮮半島危機をきっかけに、一九九九年四月に、橋本内閣は、周辺事態法および新ガイドラインを制定した。日本周辺有事の際の日米協力を規定した周辺事態法が周辺事態の意味を曖昧にしたまま成立し、駐留米軍の守備範囲になっている極東が実質的に拡大した。日米関係は、日本の防衛が主目的の冷戦時代の同盟から、アジア・太平洋地域の紛争も視野に入れた同盟に転換し、その行動空間を拡げた。政界では日米同盟というキーワードが違和感なく使われるようになった。

(3) 二一世紀の「平和国家」

二一世紀は、新たなミレニアムへの希望と期待に夢を膨らませる暇もなく、九・一一同時多発テロの衝撃のうちに幕を開けた。小泉純一郎首相は、その直後に臨んだ二五日の日米首脳会談からわずか一カ月で、米軍のアフガニスタン攻撃支援のために、人道復興支援と安全確保支援を柱とする自衛隊のイラク派遣を可能とするテロ対策特別

措置法を成立させた。憲法と安保のせめぎ合いのなかで一定のバランスをとることで存続してきた平和国家は、小泉によって日米同盟に強く結びつけられ、それはグローバルな同盟となった。

二〇〇四年一月三日、国会は日米和親条約調印から一五〇周年を迎えるに当たり、「日米関係の増進」を決議した。⁽⁶⁵⁾

この間、中国の経済的・軍事的台頭並びに北朝鮮の核武装は、東アジアのパワー・バランスに大きな変化をもたらした。日本はこれまで中国の経済成長を支援し、それとの共存を図ってきた。しかし、日米、日中、米中、米口の四国間関係をアジアの新しい現実として受け入れるには、日中関係は冷えすぎていた。

二〇一三年(平成二五)年一月一日、安倍首相は施政方針演説で次のように呼びかけた。

心志あれば必ず便宜あり。

意志さえあれば、必ずや道は開ける。

中村正直は、明治四年の著書「西国立志編」の中で、英国人スマイルズの言をこのように訳しました。

欧米列強が迫る焦燥感の中で、あらゆる課題に同時並行で取り組まなければならなかった明治日本。現代の私たちも、経済再生と財政再建、そして社会保障改革、これらを同時に達成しなければなりません。

明治人たちの意志の力に学び、前に進んでいくしかない。明治の日本人にできて、今の私たちにできないはずはありません。要は、その意志があるかないか。

強い日本、それをつくるのは、ほかの誰でもありません。私たち自身です。

皆さん、ともに進んでいこうではありませんか。

彼は明治に範をとり、「戦後六十八年にわたる平和国家としての歩みに、私たちは胸を張るべき」でも決して変わることはない」とその継承をうたった。他方で、「相互依存を深める世界において、世界の平和と安定に積極的な責任を果たすことなくして、もはや我が国の平和を守ることができません。その平和を将来も守り抜いていくために、私たちは、今、行動を起こさねばなりません」と説き、「単に国際協調という言葉を唱えるだけでなく、国際協調主義に基づき、積極的に世界の平和と安定に貢献する国にならねばなりません。積極的平和主義こそが、我が国が背負うべき二十一世紀の看板である」とした。

二〇一四年七月一日の閣議決定から一五年九月二三日の安保法制法案の国会成立まで、安倍は集団自衛権の行使容認を進めていく。それはアメリカとの相互協力を強化し、「積極的平和主義」の下、「国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献する」ための、「切れ目のない対応を可能にする国内法制」の整備として位置づけられた。

おわりに——二一世紀の日本

本稿では、敗戦から講和までの時期に平和国家がどのように説かれて来たかに多くのページを割いた。原点を探るためである。続いて、主に首相の施政方針演説を手がかりに、戦後日本において、それがどのように語られて来たかをみてきた。

そもそも平和国家は敗戦直後、軍国主義国家との対照で、あの戦争への自省を込めて国内外双方に向けて発信されたスローガンであった。平和問題談話会の中心として、全面講和・中立主義・軍事基地反対の論陣を張った丸山真男は、一九五一年初頭、「戦後、新憲法の制定とともに『平和文化国家』という使命観念が新装を凝らせて登場し、

さまざまな「理論づけ」がほどこされたにもかかわらず、……、敗けたから止むをえずのスローガンだというような印象を払拭しきれない」と評している。⁽⁶⁶⁾

「平和国家の確立」は、まず敗戦から半月余りを経て、天皇の勅語で提示され、続いて社会党の結党宣言でうたわれた。軍が解体され、将来の武装も見通しが立たないなか、敗者は新日本の建設と国際社会への復帰を願う思いをこのスローガンに託した。四六年前後に現れた、森戸の「戦争せぬ国」や宮沢の「永久に軍備を持たない」などの主張は、平和国家を戦争放棄・非武装国家として、主体的にとらえようとする試みであった。日本国憲法前文および九条は、これを制度化した。忘れてならないことは、平和主義と民主主義を両輪とする憲法と平和国家を挟んで、政府・与野党を問わず、共に支持する共存状態が生まれていたことである。国民の平和を乞い、二度と戦争はいやだという強い思いが底流でこれを支えた。

冷戦という国際環境の変化を受けて、日本は講和と日米安保条約とセットで独立を果たした。講和後、日本政治は日米安保と再軍備問題をめぐって、憲法との相克のなかに展開していく。自分の国は自らの手で守るという伝統的な国家主義路線に立って改憲・再軍備、対米自立を主張する鳩山・岸らと、護憲、日米安保・再軍備反対を主張する社会党に挟まれたかたちで、日米安保を担保に憲法改正に消極的な吉田の軽軍備・経済主義路線とが競うことになった。六〇年安保は、三者の対立に一定の決着をつけ、池田は吉田路線のもと経済成長に専心する。その目標は一九六八年日本がGNP世界第三位となり、経済大国となることで達成された。この間平和国家をめぐる議論は後景に退き、それについての言及は七〇年代前後に復活し、以後八〇年代、そして冷戦後に現れる。

六〇年代末に現れた平和国家論は、諸外国から寄せられた経済大国となった日本が再び軍事大国化するのではないかと懸念から生まれた。その意味で、平和国家は敗戦後と同じく、軍国主義国家イメージを払拭する意図を

もって改めて論じられるようになったと言える。日本は、憲法九条の遵守に加え、専守防衛、非核三原則や武器輸出禁止三原則を定めることで平和国家として自己確認を行う。あわせて、国際社会が日本に経済大国に相応しい国際貢献を、アメリカが軍事を含め役割分担を求めるようになった。

一九七〇年代、日本はアメリカが求める軍事的役割分担に一定の配慮を示しつつ、非軍事的手段で国際社会に貢献することで、平和国家としての再生を図った。三木の武器輸出三原則の強化および防衛費一〇％枠の設定、福田ドクトリン、大平の総合安全保障や環太平洋連帯構想はそのあらわれである。東南アジアおよび中国を対象に、主に経済的分野で新たな外交地平を拓こうとした。それは一面でアメリカの安全保障戦略に挑戦するものであり、日本として精一杯の処し方であったともいえる。

八〇年代に入り、ソ連のアフガニスタン侵攻に始まる米ソ新冷戦や中東紛争をきっかけに、日米の経済問題もあって、日本は国際社会にどう向き合うかを問われた。中曽根は、平和国家の枠内だと断りつつ、「国際国家」を標榜することで満たそうとした。武器輸出三原則、防衛費GNP一〇％枠ははずし、非核三原則は保持したものの、レーガンの対ソ強硬策に同調し日米協調を強めていく。

冷戦の終わりは、世界に平和への期待を高めた。しかし、一九九一年に起こった湾岸戦争によって、日本外交は大きな転機を迎えた。これまでの自衛か侵略かの議論を越えた戦争の登場は、平和国家日本に自制的でない能動的な行動を求めた。国際社会の平和を維持するために日本に何ができるかが課題となったのである。国連平和協力法の制定やARFへの参加は、日本が提示した新たな処方箋であった。それは一面で、ややもすれば国内的議論に終始してきた平和国家論に対し、日本と国際社会との関わりを問うものとなった。そして、二一世紀に入り、小泉政権は自衛隊をイラクに派遣し海外派兵は行わないというタブーを破り、安倍政権は積極的平和主義を掲げ集団的自

衛権の行使を閣議決定で容認した。それは、本稿では触れることはできなかったが民主党の野田政権を含め、いずれも日米同盟という眼鏡で、日本と国際社会を見る、自国あるいは自民族中心の、これまでの延長線上にとらえることもできる。そもそも日米同盟は、専守防衛の自衛隊、日本の経済力と米軍への基地提供によって支えられてきた。経済力という原資の後退は、平和国家としての日本をどう変えていくのだろうか。

いずれにせよ平和国家は曖昧さを帯びながら、今日に至るまで戦後日本のナショナル・アイデンティティとして語り継がれている。国際社会では、むき出しの軍事力による紛争は減少し、内戦やテロ、サイバー攻撃など新たな脅威にさらされている。二一世紀に入り、日本は果たしていかなる意味で「平和国家」たりうるか、平和維持だけでなく、「平和構築」に向けて何ができるかが問われている。

本稿では、紙幅の関係上、議会その他の言説に触れることはできなかった。議会の議論の多くは、平和国家という言葉が語られることはあっても、枕詞以上のものは少なくその内実に触れるものではなかったが、この点も含め今後の課題としたい。

- (1) <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisen/gyunih.html>
- (2) 古関彰一『平和憲法の深層』ちくま新書、二〇一五年、二一六頁。同書によれば、昭和天皇は一九三〇年から敗戦に至るまでの間に一〇〇以上の勅語を发出しており、たとえば徴兵制六〇周年の三三年の勅語では「力を世界平和の擁護に致さしめん」ために、国際連盟脱退の勅語では「東亜の禍根を除き世界の平和を保つために」と語っている。
- (3) 平和国家論については、五十嵐武士『平和国家』と日本型外交』（『戦後日本占領と改革』第6巻）岩波書店、一九九五年）が嚆矢をなす。その後古関彰一『平和国家』日本の再検討一（岩波書店、二〇〇二年）が、近年和田春樹『平和国家の誕生―戦後日本の原点と変容』（岩波書店、二〇一五年）、酒井哲哉編『リーディングス戦後日本の思想水脈―平和国家のアイデ

- ンテイテイ』(岩波書店、二〇一六年)が相次いで出されている。本稿がこれら先行研究に負っていることは言うまでもない。
- (4) 東久邇宮稔彦『私の記録』東方書房、昭和二年、一四五―一四六頁。
 - (5) 『統重光葵手記』中央公論新社、一九八八年、二三三頁。
 - (6) 和田前掲、五四―五七頁。
 - (7) 『木戸幸一日記』下巻、一三三頁。『昭和天皇実録』昭和二〇年下。
 - (8) 『朝日新聞』二〇一七年一月四日。なお、同紙が指摘する川田案の「光輝ある」国体の護持と国威の発揚とに邁進せしめんこと努めよ』は、原案の文末にあり、当該箇所とは異なる。
 - (9) 緒方竹虎伝記刊行会編著『緒方竹虎』朝日新聞社、昭和三八年、一五七頁。
 - (10) 終戦の詔勅と同じく、漢学者としての字句訂正と思われる。周知の「修身齊家治国平天下」が、平和国家に最も近いとも考えられるが必ずしも相当しない。
 - (11) 和田前掲、三九頁。
 - (12) 和田前掲書、四一―四二頁。『徳富蘇峰終戦後日記』講談社学術文庫、二〇一五年、九五―九六頁。
 - (13) 天川晃『占領下の議会と官僚』現代史料出版、二〇一四年、一二二頁、一五二頁。
 - (14) 『朝日新聞』一九四五年九月二九日。会見は、クラックホーンがワシントンの政治記者時代に会ったことのある近衛文麿に、天皇のメッセージを彼の新聞を通じて米国民に送ったかどうかと提案し、近衛の側近細川護貞らと協議するなかで、天皇拝謁の希望を表明したことを受けて九月二五日に行われた。
 - (15) 石橋湛山『靖国神社廃止の議』『東洋経済新報』一〇月一三日号。
 - (16) 原彪は一八九四年岡山県に生まれ、岡山中学校(現朝日高校)―高一東大で学ぶ。岡山中時代岸信介と机を並べ、一高では岸が独法、原が英法であった。原は吉野作造に師事、吉野の紹介で安部磯雄を知る。日本フエビアン協会から、社会民衆党、社会大衆党に、そして戦後社会党結党に参加。
 - (17) 原彪「憲法改正問題私見」(『自由公論』昭和二〇年一月)。原彪遺稿刊行会編『原彪』昭和五三年所収。
 - (18) 『毎日新聞』一九四六年一月一九日。
 - (19) 『朝日新聞』一九四五年一〇月一七日。

- (20) ジョン・ダワー(三浦陽一・高杉忠明訳)『敗北を抱きしめて・上』岩波書店、二〇〇一年、二二〇―二二二頁。
- (21) 森戸辰男「平和国家の建設」(『改造』一九四六年復刊一月号)。復刊号の広告は、『朝日新聞』二月一八日に掲載されており、森戸の論文は遅くともこれ以前に書かれている。森戸は、戦前、一九二〇年に筆禍事件で東京帝国大学を追われ、戦中は逼塞を余儀なくされていたが、戦後戦後社会党に入党、この間民間の憲法研究会や社会党の憲法草案起草委員会のメンバーとなつている。その後片山内閣文相、広島大学総長を歴任。
- (22) 宮沢俊義「憲法改正について」(『改造』一九四六年三月号)。三月号は、三月六日に広告が出されている。
- (23) 福永文夫『日本占領史―一九四五―一九五二年』中公新書、九〇―九六頁。
- (24) 「一九四六年二月四日の民政局の会合の記録」(高柳賢三・大友一郎・田中英夫編著『日本国憲法の制定過程Ⅰ』有斐閣、一九七二年、一〇五頁)。
- (25) 高柳賢三ほか前掲『日本国憲法の制定過程Ⅰ』、二六七頁、二七三頁。
- (26) 古関前掲、八頁。
- (27) 進藤栄一・下河辺元春編『芦田均日記』岩波書店、一九八六年、八〇頁。
- (28) 馬場恒吾「徹底した平和主義―憲法改正政府案をみて」『読売報知』一九四六年三月八日。
- (29) 石橋湛山「憲法改正草案を評す」『東洋経済新報』四六年三月一六日号。吉見前掲書、二八―二九頁。
- (30) 小熊英二は、後年の「進歩派」による第九条擁護論の内容のほとんどは一九四六年の時点では政府側によって唱えられており、逆に理想主義的な知識人や共産党などは憲法に反対していたという(同、『民主と愛国』新曜社、二〇〇二年、一六五頁)。
- (31) 『第九十回帝国議会衆議院・帝国憲法改正小委員会速記録』現代史史料出版、二〇〇五年、七八―九一頁。
- (32) 片山哲『回顧と展望』福村出版、一九六七年、二三―三五頁。
- (33) 入江昭は「文化国家」について、「日中戦争も『文化の戦い』といわれていたのであるから、陳腐な発想法だったかもしれない」といつつ、これが新鮮な響きを与えたのは、軍事力によらず文化の力で新日本を建設しようという意志が感じられたからであり、「それは日本の軍国主義、アジア主義、敗戦のすべてが思想的貧弱さによるものだ」という反省にもとづいていたようである。したがって日本が平和国家として再出発するためには、当然のことながら文化的思想的側面での変革が

- なされなければならぬということになる」と記している(同『新・日本の外交』中公新書、一九九一年、四九頁)。
- (34) 吉見前掲、二九頁。声田均・金森徳次郎・浅沼博対談「新憲法と社会」『教育と社会』社会教育連合・東京都、一九四八年七月号。
- (35) プランゲ文庫で当時の雑誌・新聞を渉獵した吉見は、多くの草の根からの平和に関する構想を紹介している(同『焼け跡からのアモクラシー』草の根の占領期体験(上)』岩波書店、二〇一四年)。
- (36) 吉見前掲、三〇頁。佐藤栄作「新日本の進路」『全人』東京都・玉川学園、一九四九年五月号。
- (37) 古関前掲、三九―四一頁。
- (38) 宮沢喜一『東京―ワシントンの密談』中公文庫、一九九九年、五五―五六頁。五十嵐前掲、二六〇―二六一頁。
- (39) 五十嵐前掲、二六二頁。古関前掲、一四三頁。
- (40) 宮沢前掲、一六一頁。宮沢はのちに、軍事力増強を求めるアメリカに対し、九条は日本にとって「正に恰好な自衛の武器」だったとして実際に用いている(同『社会党との対話―ニュー・ライトの考え方』講談社、一九六五年、三三頁)。
- (41) 五十嵐前掲、二六五―二六七頁。
- (42) 古関前掲、一八四頁、二二五頁。
- (43) もっとも石橋内閣で外相を務めた岸信介は、「わが国の国是が平和国家の存立にある以上、わが国外交の基調を自由民主諸国との緊密な協調関係に置くことが、わが国の究極的な利益に合致する」と述べ、この点日本の「とるべき態度はきわめて明白である」と述べている(岸外相演説、一九五七年二月四日)。
- (44) 訪米に先立って、重光が東京の米大使館に提出した「重光私案」には、安保改定後六年から二二年の間に在日米軍の完全撤退と、その間在日米軍は相互防衛のためだけに使用されることを提案していた(坂元一哉『日米同盟の絆』有斐閣、二〇〇〇年)。
- (45) 五百旗頭前掲、八八―八九頁。
- (46) 古関前掲、二〇四―二一〇頁。五十嵐前掲、二七三―二七四頁。
- (47) 五十嵐前掲、二七二―二七三頁。五百旗頭前掲、二三六―二三七頁。
- (48) 同年末、佐藤はエドウィン・ライシャワー大使と会談し、いづれ憲法を改正し、防衛への取り組みを根本的に見直し、日

本も核兵器を持つのは常識だと語ったとされる。これに慌てたアメリカは、日本を核武装に向かわせないことを命題とする(中島信吾『戦後日本の防衛政策』慶應義塾大学出版会、二〇〇六年)。

(49) 『読売新聞』九月一七日。

(50) 村井良太「一九七〇年代の日本の構想―新たな日本への問い掛けに答えて」(福永文夫編著『第二の「戦後」の形成過程』四八一―五〇頁)。「平和国家」を強調―首相の国連演説」(『朝日新聞』一九七〇年一月九日)。

(51) 五十嵐前掲、二七五―二七六頁。

(52) 古関前掲、一九二頁。

(53) 福永文夫「一九七〇年代の日本の政治的・外交的再編―(前掲『第二の「戦後」の形成過程』、五一―六頁。実際、福田の政権構想は「平和大国の設計」のタイトルを付され、同じく大平は「平和国家の行動原則」と銘打った政策文書を提示している。

(54) この時期、歴代外相は、国連で憲法を引用して平和国家を語っている。木村外相国連演説(一九七四年九月二四日)宮沢喜一外相演説(一九七六年一月二三日)など参照。

(55) 福田外相は七一年一月九日に行われた外相演説で、「諸国民の公正と信義に信頼して、みずからの安全と生存を保持しよう」と決意し」と初めて憲法前文を引用している。そして「平和国家を国是とする日本にとつて、国内にいふべき天然資源を持たず、海外にその供給を依存しなければならないわが国、このようなわが国にとりましては、世界の平和と繁栄こそが、とりもおおさずみずからの生存と発展の基本的条件である」と述べ、「世界全体の繁栄の中でわが国の繁栄を実現するというアワホーム主義に、大きく目を開き転換すべき時期にわれわれは到達」していると語った。

(56) 『朝日新聞』一九七六年一月一日。

(57) 五十嵐前掲、二七八―二八二頁。これに対し、古関は、安全保障の理念の面でアメリカに挑戦し、アメリカ型外交に対して日本型外交の独自性を主張するものと評価できるとしても、そもそも大平が「総合安全保障」を打ち出した背景が、オイルショックの経験から、資源確保を目的とした政策であったため、軍事から非軍事へという発想は全くなかった、その意味で「極言すれば、経済安全保障の別名」という批判もある、とする(古関前掲、二六三頁)

(58) たとえば、「社説 平和国家を支える武器禁輸」(『朝日』一九八一年一月四日)、「社説 平和国家からの領土返還要求」(同二月四日)、「社説 洋上千カイリへ広がる防衛」(同七月一六日)などがある。

- (59) 中曽根自身は国際国家について、次のように説明している。「国際法上の権利と義務を十分に共有しながら、弱小国や最貧国に対し日本は奉仕する。また、アジア諸国に対しては、賠償はないが、遺憾の意を表して手厚くする」という中曽根外交の基本路線を『国際国家』と表現した」という。彼によれば、もともと「インターナショナル・ステート」から援用し、「外人にはびんとこないかもしれないが、日本人にはよくわかると思い、説明したという（『中曽根康弘が語る戦後日本外交』新潮社、二〇一二年、三四六―三四七頁）。
- (60) 添谷芳秀「中庸としての『九条・安保体制』」（同編著『秩序移動と日本外交―拡大と収縮の七〇年』慶應義塾大学出版会、二〇一六年、一六頁）。
- (61) 『国会議録』一九八三年五月二四日。社会党の飛鳥田一雄委員長による内閣不信任案提出理由。八七年九月末、中曽根はタイのバンコクで、アジア外交の基本的な考えとして「わが国が平和国家として、軍事大国への道を歩まないとの方針は将来にわたり堅持する」と明言している。
- (62) 古関前掲、二二五―二二六頁。同書によると、『朝日』が九条との関わりで「国際貢献」に言及するのが八四年、「国際化時代の日本国憲法」との表題を掲げるのが八八年であり、『毎日』が「平和憲法と経済大国の役割と題した社説を掲げるのが八一年で、翌年には「平和への無償責任」の必要性を訴えた。
- (63) 五十嵐前掲、二八四―二八五頁。
- (64) 共同通信社憲法取材班編『改憲』の系譜―九条と日米同盟の現場―新潮社、二〇〇七年、一七四頁。
- (65) 同前、一七四―一七六頁。
- (66) 丸山真男「日本におけるナショナリズム」『中央公論』一九五一年一月号、三〇二頁。